

令和4年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年6月6日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場 雅敏	建設環境課長 篠原英男	産業振興課長 櫻井 豊
会計管理者 羽場厚子	たてしな保育園長 山口恵理	
庶務参事 市川清美		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

事務局長代行 田口 仁	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後3時48分

議長（田中三江君） おはようございます。これから本日6月6日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影と信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

報告します。今井議会事務局長から本日と明日の2日間、所用のため欠席届が出ております。よって、議長において、その間の代理として田口総務課庶務係長を指名しました。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（田中三江君） 日程第1、一般質問を行います。

本定例会には9人の議員から一般質問の通告がなされています。本日は通告順5番まで行います。

質問は通告順に一問一答方式で行いますが、議員各位並びに町当局は実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内です。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、6番、今井 清君の発言を許します。

件名は 1. コロナ禍における教育行政についてです。

質問席から願います。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番（今井 清君） おはようございます。6番、今井 清です。

通告に従い質問をいたします。

コロナ禍の学校教育について伺います。

新型コロナウイルス感染症が2年以上続いています。ワクチン接種が進むと次の新しいウイルス株が発生する状況が続いています。収束がままならない中、小中学校などで集団感染が発生し、学級閉鎖や臨時休校が行われるなど、子供たちの学習環境に大きな影響が出ていると感じています。実際その現状はどうか、教育長に伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。塩澤教育長、登壇の上、願います。

〈教育長 塩澤 勝巳君 登壇〉

教育長（塩澤勝巳君） おはようございます。それでは、お答え申し上げます。

令和元年、中国で発生しました新型コロナウイルス感染症は、その後世界中に感染拡大し、日本でも感染者が確認されるようになりました。感染源の特定、ウイルスの解明や対応が難しい状況の中、国では感染を防止し、命を守ることを優先した施策が取られ、令和2年3月2日から学校の休業要請が求められました。

以降、当町でも、今日まで国や県の指導に基づき、児童生徒の健康と安心安全を第一に、感染状況に対応した休業、分散登校、学年閉鎖、学級閉鎖、また活動形態の変更など、工夫をしながら学校運営を行ってまいりました。保護者の皆様には急な対応にもかかわらず、ご理解とご協力を頂き感謝を申し上げます。

この間、長期休業などで欠落しました学習の確保につきましては、夏休みの短縮、総合的な学習時間の振替、タブレットの活用をするなど、補完をしてまいりましたが、音楽会、運動会、修学旅行、入学式、卒業式といった集団教育活動として行う行事などは、内容の変更や規模を縮小し実施をしている状況であります。

新型コロナウイルスの発生で、児童生徒は従来の学校生活が制限されることとなり、加えて、地域の家庭生活でも感染防止の観点から多くの活動が制約され、心身ともに負担となっていると懸念しております。このことは教職員も同様であります。

児童生徒が成長過程の中で、その時期に学び、体験しながら積み重ねていかなければならないことが十分できないことで、成長に支障がないようできる限りの工夫をしながらの学校運営を行っておりますが、コロナの収束が見通せない現状には大変憂慮しております。一日も早くコロナが収束し、平常な学校生活ができることを願うばかりであります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 大変、今のご答弁の中でもありましたが、大変子供たちは厳しい状況の中、様々な工夫をされながら運営されているということなんですが、やはりなかなか難しい状況が生まれていることは確かなようであります。

そんな中、子供たちは家で一人で過ごさなければならない時間が増えています。子供のゲーム依存相談が6倍にも上っていることが、先日報道がございました。

長野県内の2021年度に寄せられた小中学校のゲーム依存に関する相談は94件で、2019年度の16件の5.9倍にも上り、特に小学生の相談件数が急増しているそうです。

その背景には、コロナ禍で子供たちが友人宅に遊びに行けない中、オンラインゲームでの交流が増えている状況が考えられるとしています。ゲーム依存で不登校になる事例も増加していると言われております。子供たちの将来に悪影響が出ていることが大変危惧されています。

当町の小中学校の児童生徒の現状は実際どうなのか、不登校児は増えていないのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

当町の小中学校における児童生徒のご質問につきましては、小中学校の先生方が日頃から携わっていることですので、先生方からお話をお伺いいたしましたので、その回答を含めお答え申し上げます。

小中学校における児童生徒のゲーム依存についてであります。小学校の児童につきましては、長期休業中におけるゲーム使用が多い傾向があり、小学校では児童の健康カードにゲーム等の使用時間を記載してもらうなど、対策に取り組んでいるところでもあります。

中学校では生徒に対してアンケート調査を行い、ゲーム使用のほかにスマートフォン、インターネットの使用も確認されており、動画視聴、音楽鑑賞、検索、ゲームの順番で使用が多いことが確認されております。

これを受け、中学校では外部講師によるインターネットの使い方、また、保護者を含めた講演会等を実施し、ゲーム依存をはじめ、メディア機器等の使用対策に取り組んでいるところであります。

なお、メディア機器等の使用依存を理由とした不登校の児童生徒の増加は確認されておりません。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今のご回答の中で、ゲームをする時間が増えていってしまっているということは現実のようでございます。不登校児は増えてないということですので、そのところは少しよかったかなと思うんですが。

特に、不登校児童生徒がいらっしゃると思うんですが、学校支援の不登校児童生徒の学習支援対策について、学びの環境整備が大変重要だと私は思いますが、当町の不登校児童生徒に対する対策はどのようになされているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

当町の小中学校におきまして、全ての授業を欠席している児童生徒は現在いない状況であります。ただし、小中学校ともに短期欠席の児童生徒は数名いる状況であります。

小学校では、関係者で相談しながら、児童本人の状況を見て支援に当たっております。

中学校では、登校支援室で個別支援を行うとともに、保護者と定期的に支援会議や懇談を行っており、欠席日数により家庭訪問を実施するなど、早期支援に取り組んでおります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今の回答の中で、短期欠席の児童は若干あるということなんで、いずれにしても本当に不登校になってしまうと、将来的にも学習的にも大変心配になるおそれがありますので、その対策については、十分対策を取っていただきたいと思います。

学びを保障するためには様々な対策や工夫が必要だと思います。子供は脳の前頭葉が発達途上のためゲーム依存になりやすく、回復に時間がかかると言われています。家庭での子供が納得するルールも必要となると思います。

学校と家庭の連携が大変重要だと思われませんが、連携は実際には取れていらっしゃるのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

当町の小中学校では、保護者と学校におけるメディア機器等の使用に当たっての連携に取り組んでおります。

教育委員会では、児童生徒に1人1台の学習用タブレット端末を貸与しておりますが、児童生徒にルールを守ってタブレット端末を取り扱っていただくよう、保護者、児童生徒からタブレット端末の利用、貸出しに関する同意書の提出をいただいているところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） さて、立科小中学校では、現在ICT教育に取り組んでいると思います。

ICTとは、情報通信技術を意味します。ネットワークを利用した情報や知識のやり取りなどを教育現場で活用するICT教育が進められています。このことは、文部科学省が推奨するGIGAスクール構想につながるもので、児童生徒を対象に、1人1台の端末と高速ネットワーク環境を整備することで、21世紀型教育の実現を目指すと言われています。

当町においても、昨年1人1台のタブレットが導入され、ICT教育を実践されていると思いますが、現在どのような授業がなされているのか、タブレットの活用状況等はどうか、学習成果は向上しているのか、教育長に伺います。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えを申し上げます。

当町の小中学校では、議員さんおっしゃるように、令和2年度の事業におきまして、全ての児童生徒に1台の学習用タブレット端末の貸与と、それから高速ネットワーク環境等を整備し、ICT教育を推進をしているところであります。

小学校では、漢字の書き順の習得、社会科の調査、教科書のQRコードの読み取り、それから生き物の写真撮影等、各種授業で児童が活用しております。

中学校では、生徒がノート代わりに生徒自身の意見をタブレット端末にまとめたり、

レポート提出に利用したりと、文房具のようにも活用しているところでもあります。また、授業以外の発表活動等においても、生徒がタブレット端末を活用しております。

校外の活用といたしましては、児童生徒がタブレット端末を自宅へ持ち帰り、学校提供の動画視聴、生徒会の資料作成、レポート作成等に活用しております。

したがいまして、児童生徒のタブレット端末の活用は確実に推進され、成果が出ているものと認識をしております。

教育委員会といたしましては、今後さらに児童生徒のタブレット端末の活用を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 活用はされていらっしゃるという内容だと思うんですが、この現在の状況の中で、社会的にもこういったタブレットを使って学習して、将来大人になったときに、どうしてもこの活用状況で仕事に使うということが増えている状況からすれば、小さいときからそういうものに触れ親しむということは大変必要ではないかと私も考えています。ただ、それが学習に悪影響をするようなことがないようにということで、ぜひ前向きな向上をしていただきたいと思います。

児童生徒がタブレットを使用するに当たりましては、使用時間を守ることや、機器を当然落としたり濡らしたりしないように注意すること、学習に関係のない目的では使わないなど、ルールが必要であると思います。インターネットに接続する場合は、不適切なサイトにアクセスしないなど、トラブルに巻き込まれないための正しい使い方を教える必要がございます。子供たちの健康面においても、長時間利用すると目に悪影響が発生すること、また寝る前に強い光を浴びると睡眠障害が発生するとも言われています。

タブレットを正しく使うためには、学校並びに家庭での約束事が必要でございます。このことについては、学校と家庭での連携が取れているのか、その実態はどうなっているのかについて、教育長に伺います。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えを申し上げます。

教育委員会では、児童生徒に1人1台の学習用タブレットを貸与しておりますが、児童生徒が貸与されたタブレット端末を大切にかつ学習のために適正に取り扱うよう、保護者、児童生徒からタブレット端末の利用、貸出しに関する同意書の提出をいただき、相互の理解と協力を頂くよう連携を取っております。

また、不適切なサイトへのアクセスを制限するために、フィルタリング設定やパスワード設定を行っているところでもあります。

なお、タブレット端末等の貸与に伴いましての児童生徒の健康面への悪影響につきましては、現在のところの確認をされておられません。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 健康面で悪影響の場合も考えられるということは、これは世間的にもよく言われることですので、その辺については、ぜひこんなことの使い方ということを教育の中で指導していただくなりして、正しい使い方を教えていただきたいと思います。

私は、教育委員会の所管の社会文教建設常任委員会の委員長をしています。

当委員会では、昨年度、小中学校のICT教育授業の授業視察を計画いたしました。様々な学校行事等の参加も人数制限がされているためままならず、子供たちの日常がうかがい知れない現状となっています。

学級閉鎖や休校などにより、保護者の皆さんが仕事を休まなければならない状況も生まれています。コロナで子供たちが与える影響を心配されている保護者も多いのではないのでしょうか。

保護者の皆さんの意見や要望を教育行政に反映させる取組が大変重要だと考えていますが、保護者懇談会の開催や意見要望等を吸い上げる仕組みはどのようになされているのか、現状を教育長に伺います。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えを申し上げます。

本年1月議会、社会文教建設常任委員会からのご要望によりまして、小中学校のICT教育の授業参観を計画したところでありますが、残念ながら新型コロナウイルス感染症のため、延期をさせていただいた次第であります。

ご質問の小中学校の保護者の皆さんの意見や要望等の吸い上げにつきましては、PTA総会等に教育委員会が同席をさせていただいており、その際に意見や要望等をお伺いしておりますが、コロナ発生後は感染防止の観点から開催が難しい状況であります。

そのような状況ではありますけれども、小中学校では、児童生徒の保護者の皆様と連絡帳や電話連絡等を通じ、ご意見やご要望等をお伺いする等して対応しているところであります。

教育委員会では、随時小中学校と情報共有、情報交換を行っており、教育委員会へ寄せられる保護者の皆様からのご意見やご要望等につきましては、小中学校へ伝達し対応に当たっているところであります。

コロナ禍であり、各種会議の開催が困難な状況ではあります。今後も小中学校との情報共有、情報交換に努め、保護者からのご意見や要望等を教育行政に反映させていければというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） ぜひこれについては、保護者の悩みや相談を受ける受け皿というのはぜひ必要ですんで、その辺については、この時期ですと今はオンラインでもう会議もできるような仕組みが整ってきています。そういうことも検討していただきながら、ぜひ前向きに意見や要望を話す機会をつくっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

児童生徒の日頃の学校生活状況等につきましては、広く保護者の皆さんや地域住民に知らせる取組が今求められているのではないのでしょうか。

コロナ前でしたら、運動会とかマラソン大会などは応援や見学することが当たり前に行われていました。そんな様子を目にするだけでも、自分の子供とか孫が出ていなくても自然にうれしく、また元気をもらったと感じています。子供たちの見守りや地域の活性化にもつながってきたのではないのでしょうか。日頃の様子を広く伝える取組はとても大切なのではないのでしょうか。

ケーブルテレビで放映もされているのを承知はしていますが、有線放送などで子供たちの声を地域に届ける取組など、様々な工夫をするべきだと私は考えますが、少子化の中、地域で子供を育てるという意識向上につなげるために、広報の在り方についてはどのように考えているか、教育長に伺います。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えを申し上げます。

当町の小中学校では、学級通信、学年通信、学校だより、学校のホームページ等を活用しまして、学校での児童生徒の様子を保護者や地域の皆様へお伝えをしております。

また、学校活動につきましては、蓼科ケーブルビジョンによるテレビ放送や、有線放送による児童生徒の作文発表等を実施をしているところでございます。

児童生徒の個人情報等には十分配慮をした上で、学校活動の広報に今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 本当に今、少子化で本当に子供が減っている状況なんですよ。やっぱり地域に子供の声があると、とても私たちも元気になるというか、子供の声がすると、ああいいなと思うんですよ。それがなかなかコロナ禍でそういう声も聞けない状況も生まれているわけでございますので、できるだけそういう様子をメディアを通して発信していただきたいと思います。

さて、次に子供たちの交通安全対策について伺います。

新1年生も集団登校から徐々に慣れて1人で登下校する場合も増えてきていると思いますが、登校時におけます交通事故が心配されます。全国では、登下校時に悲惨な交通事故で子供たちの貴い命が奪われてしまった事故も記憶に新しいところでござい

ます。

そこで伺います。当町における通学路の安全対策はどのようになされているのか、小中学校ともに通学路の安全点検はなされているのか、危険箇所は何か所あってどのような安全対策をされているのか、交通安全指導は適切に行われているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

当町の小中学校では、教職員、PTA、児童生徒による通学路の危険箇所の確認を実施しております。令和3年度に確認されました危険箇所につきましては、4か所ございました。

1か所目ですが、もみの木歯科クリニックから中学校の正門に向かう町道伊勢宮線でありましたが、児童生徒の安全対策のため、令和3年度においてグリーンベルトを設置したところであります。

2か所目ですが、株式会社松本組の事務所脇の国道142号の高架下に設置してあります横断歩道付近の雑木や竹が繁茂し、見えにくくなっておりましたので、伐採を行い安全確保を図ったところであります。

3か所目ですが、町道町野方線であり、野方公民館付近から塩沢、大城地区へ向かう町道で、県道牛鹿望月線と交差するまでの間が狭く、ガードレールや歩道がない箇所であります。安全対策といたしましては、令和4年度においてグリーンベルトの設置を行い、自動車等の運転車に注意喚起を図ってまいるところであります。

4か所目ですが、塩沢地区の県道立科小諸線のガードレールや歩道がなく、水路の蓋がない場所であります。この箇所につきましては、県道でありますので、道路管理者の佐久建設事務所へ安全対策の要望を挙げており、回答待ちとなっております。引き続き要望を行ってまいります。

なお、交通安全指導につきましては、交通安全協会の皆様や警察の皆様にご協力を頂き、児童の歩行訓練等を行っております。

また、交通安全推進指導員や町職員による交通安全街頭指導を実施しているところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 対策は順次されていると思いますが、しかし、子供たちの通学路の安全対策は行政の重要な責務であると思います。常日頃から通学路の安全点検を実施していただき、危険箇所の対策を講じるとともに、交通安全教育の実施並びに街頭指導を行い、交通事故防止に万全の対策を講じるよう強く求めます。

小中学校では、平成12年から児童生徒が自発的に横断的・総合的な課題学習を行う総合的な学習の時間が設けられていると承知をしています。内容は各学校独自で定め

ることができ、体験学習や問題解決学習の重視、学校、家庭、地域の連携を掲げています。

特に、地域連携では様々な取組がなされていて、地元愛を育むためにとてもよい学習だと私は考えていますが、立科小中学校では、どのような総合学習がなされているのか、具体例と併せ学習効果はどのように捉えているのか、教育長に伺います。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えを申し上げます。

当町の小学校における総合学習につきましては、テーマを決めまして実施をしているところであります。

小学校では、立科とつながる生活科総合に力を入れております。地域学習等、児童が探究したいことを生活科や総合的な学習で行っているものであります。

本年度は、先月、5月ですけど、3学年が五輪久保の農家へ行き、りんごの摘果作業を学んできたところであります。今後もりんごの収穫まで学習活動を続けていく予定であります。

昨年度は、保科百助先生に関係した石の学習、白菜農家の見学等、様々な学習に取り組んでおり、地域のことを学び、それぞれの活動において、保護者や地域の皆様とのつながりも生まれ、ふるさとを思う気持ちを養うよい機会になっているというふうに思っております。なお、3月末には、それぞれの学習の歩みを模造紙やビデオにまとめまして、中央公民館へ掲示も行っているところであります。

中学校では、総合的な学習の時間の全体テーマを、ふるさと立科を通して学ぶとし、具体的には、1学年のテーマをふるさと立科を知る、2学年をふるさと立科で働く、3学年をふるさと立科に貢献すると決め、活動を進めております。1学年は2学期にフィールドワーク、2学年は7月に町内の事業所、約20か所において職業体験学習、3学年は10月に福祉体験を行う予定であります。

地域を基盤とし学習を行うことで、生徒が立科町に誇りや愛着を持ち、将来の地域社会を支える一員であるという自覚を持つため学習活動を続けていくものであります。

なお、5月の30日には、小学校、中学校、蓼科高等学校の3校が連携をし、笠取峠の松並木公園において清掃活動とアカマツの植樹を行い、地域の住民により長年守り続けられてきた松並木を後世に残すための取組を行ったところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今ご回答の中で、本当に様々な地域連携というんですかね、地元を知る、また農業体験、すごくいいことだと私も考えています。松並木の関係につきましても、先日、ケーブルテレビのほうでも拝見させていただきました。

ぜひ、この総合学習によりまして、子供たちが立科町に愛着を持っていただいて、ぜひまたここでまた、大人になっても生活したいという子供たちが増えることを期待

したいと思います。

次に、学校における教員の働き方改革についてを伺います。

文部科学省が実施しました教員勤務実態調査によれば、小中学校の教員の時間外労働はとて多い状況とのこと。小学校の教員の約3割、中学校の教員の約6割は月80時間以上の時間外労働をしているという調査結果もございます。

教育の質の低下を防ぐことから働き方改革が必要と思われましても、立科小中学校の教員の实態はどうか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

教職員の働き方改革につきましては、長野県教育委員会から時間外勤務時間の縮減を含め基本方針が示されており、この基本方針に基づき、学校では会議や行事の精選を行うなどの対応を行っていると同っております。

なお、当町の小中学校では、統合型校務支援システムを導入し、教職員の事務作業の効率化を図っているところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 実態がなかなか分からない、私たちもお伺いしたくてもなかなか行けない状況もありまして、そういった中で、先生たちがあまり精神的、肉体的にもそういう重労働とかなってしまいますと、やっぱり子供たちのほうに影響がありますので、そこはぜひこの総合支援システムですか、それを使っていただいて、負担軽減を図っていただいて、教育学習指導に支障ないようにお願いしたいと思っています。

文部科学省では、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から、部活動ガイドラインを策定し、部活動の適正化を推進しています。

その中で、学校と地域が協働・融合した部活動の具体的な実現方策が示され、部活動における教師の負担軽減に加え、部活動の指導に意欲を有する地域人材の協力を得て、生徒にとって望ましい部活動の実現を図るとしています。

立科中学校において、部活の外部講師などの実態は現在どのようになっているのか、実際その教員の負担軽減は図られているのか、教育長に伺います。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えを申し上げます。

部活動につきましては教師による指導を基本としておりますが、教師では指導が困難な場合には外部講師を依頼をしております。立科中学校の部活動におきましては、現在、卓球部に外部講師1人がおります。放課後の部活動の指導を頂いているところであります。

長野県教育委員会では、令和5年度からの休日部活動の段階的な地域移行の方針を示しており、教育委員会としては、町の体育協会やスポーツ少年団、部活動運営委員

会と協議しながら、よりよい部活動ができるようにしたいと考えております。

なお、町では昨年度から部活動指導員という制度を活用しまして、この部活動指導員を長期で任用しており、教師の負担軽減を図っているところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 当然、なかなか先生たちも自分が実際、経験があるような部活の担当になればいいんですが、なかなかそれが難しい場合もあると思います。

方向性となれば、そういうスキルのある外部の方も招きながら実際の活動につなげるといふ方向が国や県のほうも動いていますので、ぜひその辺のところにつきましても前向きな検討をしていただいて、負担軽減や実際に生徒が熱心に活動できるような方向を取っていただきたいと考えます。

コロナ禍で、以前にも増して消毒とか換気対策などで教員の負担が増え、精神的にも厳しい状況の中、学びを止めない、教育の質の向上のためには、働き方改革により、教員の心身の疲労を軽減しなければなりません。休日に教員が部活動の指導に関わる必要がない環境を推進する取組を強く要請したいと思います。

さて、今ヤングケアラー問題というのがよく新聞等で目にします。

ヤングケアラーとは、障がいや病気を抱えている家族がいて、そのため家事や世話をしている18歳未満の子供を指す言葉でございます。フォローが必要な家族がいて、サポートできない大人がいない場合には、子供が担わなければならない場合がございます。

文部科学省と厚生労働省が令和3年3月に発表したヤングケアラーの実態に関する調査結果によれば、中学2年生の約17人に1人がヤングケアラーだったとのことでございます。ヤングケアラーの認知度は低く、無自覚のまま負担がかかっている、助けを求められない子供が多くいると考えられています。

ヤングケアラーの支援には、福祉、教育などのフォローが必要となりますが、この問題について実際には把握されているのか、どのようにこのことについて考えていらっしゃるのか、教育長に伺います。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えを申し上げます。

教育委員会では、佐久児童相談所や佐久警察署、福祉関係機関等の職員で構成をしております要保護児童対策地域協議会におきまして、情報共有や情報交換を行い、ヤングケアラーの把握に努めております。また、学校でも児童との面談やアンケートを行い把握に努めていただいております。

現在、当町にはヤングケアラーに該当すると思われる児童生徒はおりませんが、引き続き関係機関との協力連携を努め、必要な場合につきましては支援を図ってまいりたいというように考えております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 新聞等でも報道されていますが、子供たちはなかなか、そういう問題は表に出したくないというような場合も考えられますので、その辺については目を光らせていただいて、ヤングケアラー問題が起こらないような形で対応できるような方向で、ぜひ積極的に関与してもらいたいなと思っています。

友達と遊びにも行けない、学習も進まないなど、介護負担により進路に影響するケースもあると私は考えていますので、実態把握と併せ、支援体制を図るようお願いしたいと思います。

今、学校では、給食の時間に一人一人前を向いて静かに食事をする黙食というのがなされていると思います。本来ならおしゃべりしながら楽しく食事をしていたのに、大変残念でなりません。

私は給食の時間に、授業から解放されてほっとすると同時に、おいしい食事を楽しかったと記憶をしています。

コロナ禍の子供たちは、学校行事の遠足とか修学旅行、スキー教室や運動会などにおいて、楽しい食事に様々な制限があったり、バスによる移動制限により行事が中止になったり、友達と大きな声で笑ったりすることに気をつけなければならない苦しい環境の中にございます。

国立成育医療研究センターによるコロナ禍における思春期の子供とその保護者の心の実態報告によれば、小学5・6年生の9%から13%、中学生の13%から22%に中等程度以上の抑うつ症状が見られたとの報告がございました。

今の子供たちは様々なストレスの中で生活をしています。子供のメンタル不調は大人と異なり、腹痛とか頭痛とか、身体症状やイライラ感、あるいは暴力や自傷行為など、行動として表れやすいので注意が必要と言われています。

子供たちのメンタルヘルスにどのように対応を考えているのか、また家庭で保護者がコロナ鬱により育児放棄したり、子供の虐待などにつながる例も報告されています。それについて、実態把握されているのか、メンタルヘルスケアについて、この対応を教育長にお伺いします。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えを申し上げます。

当町の小中学校の児童生徒のメンタルヘルスの把握につきましては、小中学校との情報共有、情報交換に努めているところであります。

小学校では、相談週間を1学期末と2学期末に設け、担任と児童一人一人が面談を行っております。また、隔月で学校生活アンケートを実施をし、児童の悩み等の把握に努めているところであります。

中学校では、校長室、職員室、保健室のいずれかの職員が窓口であり、必要に応じてスクールカウンセラーや医療機関等につなぐ等、生徒に寄り添う対応に心がけてい

るところでございます。

コロナ禍で、児童生徒も心身ともに大きなストレスを抱えながら、学校生活や家庭生活を送っているものと懸念しております。教育委員会、小中学校におきましては、これまで以上に連携を深め、対応に当たってまいりたいと考えております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 私たちもそうですが、大人もコロナで大変心が病むような場合も考えられます。コロナ禍では、特に一番弱い子供たちに、大きなストレスを与えていると私は感じています。私たち大人が守ってやらなければいけません。子供は社会の宝でございます。健全な成長のために、地域とともにできることを考え、教育行政を行うことを強く要請して、私の質問を終了いたします。

議長（田中三江君） これで、6番、今井 清君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は、10時55分からです。

（午前10時48分 休憩）

（午前10時55分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**3番、中島健男君**の発言を許します。

件名は **1. 『デジタル田園都市国家構想推進事業に伴うタブレット端末の全戸無償貸与』**についてです。

質問席から願います。

〈3番 中島 健男君 登壇〉

3番（中島健男君） 3番、中島健男です。通告に従い質問いたします。

デジタル田園都市国家構想推進事業に伴うタブレット端末の全戸無償貸与についてお伺いします。デジタル田園都市国家構想は、2021年、岸田首相が発表したデジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されず、全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現するという構想です。その予算は、総額5.7兆円にも上ります。

この施策を活用し、当町では有線放送の代替としてタブレット型端末を全戸に無償貸与することです。デジタル田園都市国家構想と新型コロナウイルス感染症対策対応の交付金と一般財源、合わせて2億円を超える費用で行われます。これは3月28日の臨時会で令和4年度一般会計補正予算（第1号）で承認されました。

有線放送に関しては、令和2年7月、JAから更新せずと申入れがあり、現状設備の稼働ができなくなれば終了すると通知がされていたとのこと。そして、令和3年12月中旬には2台のうちの1台が故障し、もう1台も故障の可能性が高いが、放

送を停止しないようメンテナンスに努めるとの連絡があったとのこと。いつ故障するか分かりません。突然、放送が停止する可能性があるわけです。

有線放送の維持が困難であり、いつ放送が止まるか分からないという状況の中で、庁舎内にプロジェクトチームをつくり、対応の検討を始めたとの報告が、以前、町からありました。そのプロジェクトチームの検討結果と思われますが、3月の第1回定例会では、榎本議員の一般質問の中で、町長が喫緊の課題である有線放送整備の事業財源として、デジタル田園都市国家構想交付金を検討していると答弁されました。

町長にお伺いします。国はデジタル化で地方創生し、地域の課題解決に取り組む自治体を2024年度末までに1,000団体にする計画です。国の構想と、当町の有線放送の代替としてのタブレット端末無償貸与が、町の維持、発展とをどのように関連づけ、意義づけられるのでしょうか。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは議員の質問にお答えをさせていただきます。

本年度、事業実施を計画しております情報配信のサービスプラットフォーム構築事業につきましては、令和2年7月に、議員もおっしゃいましたが、佐久浅間農業協同組合から今後は有線放送設備の更新は行わず、現行設備が稼働できなくなった場合、農協としてはこの業務を終了するという旨の申入れがございました。

この有線放送は昭和40年8月に、当時の立科町農業協同組合が開始をし、有線電話設備を使った情報伝達手段として、行政情報また防災情報のほか、農業情報や各種団体の情報等を町民に伝える町の広報媒体として重要な役割を担ってきております。長年親しんできた有線放送がなくなることは非常に残念であります。この受入れを受けて、議会へ報告をするとともに、理事者、総務課、企画課、いわゆる関係課でございますが、有線放送代替施設について研究や検討を始め、昨年度から有線放送に代わる町民向けの情報インフラ整備について、全庁的な視点が必要なことから、役場内にプロジェクトチームを立ち上げ、検討を重ねてまいりました。そして、デジタル化への時代の潮流や国の動き、機能性、将来性等に鑑み、町民皆さんへの情報発信の手段としてタブレット型端末等を活用した情報配信システムの事業実施を決めたところでございます。

この事業は国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して、町内全戸にタブレット型端末を無償貸与するとともに、個人所有のスマートフォン等にアプリをインストールすることにより、行政情報や防災情報等の速やかな受信と情報伝達手段の多重化を図るものでございます。従来の有線放送が終了しても、行政情報や防災情報等を速やかに発信していくことは、町民の皆さんの生命や財産を守ることにもつながる

町の責務と捉えており、町の維持や発展にも寄与するものと考えているところでございます。また、情報伝達手段にタブレット型端末等を活用することで、デジタル化の推進としても大変大きな意義があると捉えております。

以上でございます。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 続いて企画課長にお尋ねします。

現在の有線放送は定時放送で時計代わりになるとか、放送が勝手に流れてくれるので手間がかからない、ページング放送が便利であるとか、有線放送は気軽に出来るけれども、固定電話は振り込め詐欺等の可能性もあり、出づらいというような意見もあります。また、水道の検針も有線を利用してやっているわけですがけれども、まず庁内で検討した案と、その検討内容の結果、主なものでいいですから教えていただきたいと思えます。また、最終的にタブレットという結論に至ったわけですがけれども、その経過と検討内容、メリット、デメリットを含めてお聞かせください。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

先ほど町長が申し上げましたが、令和2年7月に佐久浅間農協立科支所長から有線放送設備を最新のOSで再構築するには、多額の設備投資が必要であることから、放送設備の更新はせず、現行設備の稼働が継続できなくなった場合、放送業務を終了する旨の申入れがございました。

この申入れを受けて、町では有線放送代替施設について研究や検討を始め、昨年度から役場内にプロジェクトチームを立ち上げ、検討を重ねてまいりました。防災行政無線の戸別受信機を含め、複数の方法を研究・検討しましたが、この戸別受信機は、現在の有線放送に近い形であり、違和感なく利用できる一方で、電波状況により各家庭の屋外アンテナ工事等が必要になる場合もあり、音声のみの放送で文字や画像はございません。また、発信する情報は、行政防災情報のみとなり、町以外の放送は制限がかかりますので、社会福祉協議会や農協等の放送はできなくなります。

今回の情報配信サービスプラットフォーム構築事業は、各家庭での工事は不要で、音声、文字、画像で情報を受け取ることができ、聞き逃した場合も、何度でも聞く、見ることができることがメリットとなります。

近年、インターネット環境の高速化、情報発信のデジタル化の急速な進行、スマートフォン等情報機器の普及などから、デジタル媒体による行政情報の発信が求められております。このことから、プロジェクトチームの中では機能性やデジタル化に向けた事業としてタブレット端末を活用した情報発信システムに絞られていきました。また、コスト面についても、有利な財源の研究検討をしておりましたが、本年1月に国のデジタル田園都市国家構想推進交付金のデジタル実装タイプが公表され、この交付金を活用することで、実質的な町の負担は10%ほどに抑えられることから、方向性を

決めた経過でございます。

誤解のないように申し添えますが、このタブレット端末は、通常のインターネットに制限をかけることから、町からの情報のみの受信となります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） プロジェクトチームで十分慎重審議をされたと思います。ありがとうございました。

それで、デジタル田園都市国家構想への国の実施計画の提出については、いつ行ったのかということと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,000万円、デジタル田園都市国家構想推進交付金1億円の決定というのはなされたのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

国のデジタル田園都市国家構想推進交付金につきましては、デジタル実装タイプが本年1月に公表され、最終的な実施計画を2月末、28日に国へ提出しております。内示は3月18日に受け、その日に交付金の申請をし、4月1日付で正式な交付決定を受けております。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,000万円はこれから内示となる予定でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 聞くところによると、この予算というのは令和4年度のみ予算ということなので、今年度中に使い切らなきゃいけないという話を聞いたのですが、今後、何をいつまでにやっていくかという日程をお聞かせください。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

6月中旬にプロポーザル方式による審査会を開催し、業者を決定していきます。本年度中にはシステムを構築し、住民説明会の開催とともに、タブレット端末の配付を予定しております。しかしながら、世界的な半導体不足もございますので、受託業者が決定し、受託業者との工程の協議が終わらなければ、具体的な日程はお示しすることができない状況でございます。また、受託業者が決定し、システム等の全貌が明らかになり、工程の協議が終了した時点で、システムの概要や今後のスケジュール等を町民の皆さんに広報紙等で周知をしております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） まだ不透明な部分が多いということですが、日程も大事な要素なので、間違いなく、その都度、何か決まったら広報なりでお示しいただきたいと思っております。

今、聞きますと、6月には、もう業者選定ということなのですからけれども、そのための見積書は当然作ってあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 仕様書は作成済みで、現在、6月中旬のプロポーザル審査会に向けた準備を進めております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） この前の事前の説明では、タブレットの台数は2,500台というような話だったので、実際に、これからプロポーザルをやるに当たっては、その台数というのは変化がなかったのでしょうか。最終は何台になるのでしょうか。また、本体、ソフトを含めて業者に支払う初期費用というのは幾らぐらいになるのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

仕様書には2,500台としておりますが、最終的な購入台数はこれから精査をしていきます。また、この事業について、本年度2億円ほどの事業費を計上しております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 台数については、しっかり精査していただいて、無駄のないようにしていただきたいと思います。

今年度の初期費用が2億円ぐらいということで、あと使用料、指導料なり、年間のメンテナンス等があると思うのですけれども、その維持費というのは、多分、膨大な金額になると思います。6年目以降の事業継承、その業者がやるかどうかは別として、もしやるようになれば、業者選定というのは慎重に行うべきだと思うのですけれども、ほかの業者にも、以前行ったような事前のデモ機によるプレゼン等を行って評価するのででしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 先ほど答弁したとおり、導入費用等は国の交付金により実質的な町の負担は10%ほどになります。ご質問のプロポーザル審査会では参加事業者がデモ機等によるプレゼンテーションを行い、その評価の点数もつける予定でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 業者選定は慎重にしていきたいと思います。

あと住民説明会を40回予定しているということなのですが、33分館ある中で40回というのは、ちょっと足りないんじゃないかと思うのですけれども、これは出れる人のことを考えると、昼間と夜という、1地区当たり2回は必要ではないかと思うのです。

けれども、その辺はどうでしょうか。また、その説明会には業者も同行しますか。その費用というのは初期費用に入っているのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

住民説明会は、現時点では各分館に出向く方法と、町全体を対象に、広い会場で行う2つの方法を考えております。併せて、参加者へのタブレットの配付も行う予定でございます。各分館に出向く説明会では、事前に分館長等に開催の日時や時間を調整したいと考えておりますが、町全体を対象とした説明会では、土日等も加えて多くの方が参加できるようにしていきたいと考えております。また、受託業者も同行していただく予定で、費用につきましては委託料の中に含まれておりますので、町が支払い、交付金の対象経費となります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 説明会の参加者に、その時点でタブレットを配付するということなのですけれども、もし説明会に出れない、行かれなかったという方に関しては、町のほうで1,000台、送料が115万円ほどを見込んでいるということなのではすけれども、その1,000台、不参加率40%の根拠というのはどこから来たのでしょうか。

また、送られてきて、開封しないで、そのまま放置してしまう人もいるかと思うのですけれども、もう分からないから開けないとか、見なくてもいいやと。2つあると思うのですけれども、特に分からなくて開けないという人に対しての使用法の説明というのはどのように考えていますか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

1,000台の郵送料の根拠につきましては、これまでこのような説明会と配付を同時に行った例がなく、以前の実績を参考にしたものではございませんが、総合的に判断し、多少多めに見積りをしております。そして、未使用にならないよう、行政情報や防災情報を受信するタブレット端末の重要性を広報紙やホームページ等を通じて十分に周知し、送付時にも重要性や使用法の文書を同封して送りたいと考えております。

町民の皆さんからの電話等で、有線放送で聞いた件だけだという問合せが多く寄せられます。このことから、これまで有線放送で多くの町民の方が行政情報や防災情報を聞かれていると推測しており、これに代わるものになりますので、多くの町民の方は、有線放送と同様にご利用していただけるものと捉えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 俗にデジタル弱者と言われている世帯を、高齢者の方、障害者の方、その辺りを何件ぐらいと想定しているのでしょうか。実際に使用できない人には、町の

情報が全く伝わらなくなってしまうわけで、その辺は、町としては事前に把握しておく必要があるのではないのでしょうか。また、その人たちに合った対応というのが必要なんですけど、どのような対応をされるのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

情報弱者への対応につきましては、基本的には今回はコンセントにつなぎ、電源を入れ、タブレット端末が起動していれば有線放送と同様に音声での定時放送は聞くことができますので、現在、情報弱者の詳細は把握しておりませんが、独居、老々世帯等で使い方が分からないという世帯には担当課と協議をして、職員が直接伺うことも考えております。また、今月開催される民生児童委員会及び老人クラブ連合会の総会で、この事業の概要説明を行う予定でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 実際に操作をした人の履歴を取得して、安否確認をする遠隔監視というのは役場の職員が行うのでしょうか。また、それに対しての要因対応はするのか。異常時の対応や役場閉庁時の対応等のマニュアルの作成はできているのでしょうか。また、新しい情報の入力、削除と、画面の管理は、これも町の職員がやるのか。その辺の要員対応はどうするのか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

独居、老々世帯等の見守りにつきましては、現在、独居、老々世帯等の希望者には緊急通報装置による遠隔監視システムがございますので、この事業の見守り機能については、受託業者が決定した段階で活用方法等を担当課と協議してまいります。また、情報の入力等につきましては、各課の職員が原稿部を作成し、実際に入力するのは企画課職員となりますが、まずは、どの程度の時間がかかるものか把握していきたいと考えております。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 企画課の皆さん、大分、仕事がたくさんありそうなのですが、負荷にならないようにお願いします。

あと、実際に、先ほど課長のほうからは使ってもらえるんじゃないかという期待もあったのですが、実際の効果の確認というのが必要だと思うのですが、効果の確認をするに当たっては、全町民を対象に使用状況のアンケートを実施してはどうかということなのですが、その辺はどのように考えていますでしょうか。また、有線との切替えというのが、これから必要になってくると思うのですが、壊れてから突然使えなくなったのではなく、区切りのいいところ、年度末等で計画的に行っていく予定はあるのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

このシステムには双方向通信機能がございますので、この機能を活用したアンケートについて検討していきます。

また、有線放送の切替えにつきましては、農協と協議していきたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） これから使用していく中で、本当に使えない人というのが出てくると思うのですが、先ほどから言っているように、その人たちには町のお知らせが届かなくなるので、最終的には、その方を絞って郵送するとか、地域担当職員の方が配付するというようなことを検討してはどうでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

将来的には、各種配付物の軽減化、コスト削減のため、広報紙等の全戸配付や班回覧をタブレット等による情報配信に切り替えていきたいと思いますが、それには、ある程度の期間が必要と考えております。当面は全戸配付や班回覧等、タブレット等による情報配信を並行して進めていく必要があると捉えております。そして、利用状況も確認し、議員がおっしゃった課題を整理してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 先ほど2億円かかるといった初期投資のほかに、アドバイザー、保守、通信費用、維持費等、年間幾らぐらいつを見込んでいるのでしょうか。また、今のタブレットがバッテリーの関係でしょうか、その辺がよく分からないのですが、五、六年という寿命の中で、6年目以降、また全く新しいことを行うかどうかというのは、今はまだ分かっていないと思うのですが、いろいろな方法が考えられると思うのですが、いずれにしても町民の皆さんに負担がかからないようにしてほしいのですが、その辺はどうでしょうか。

議長（田中三江君） 武重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

システム運用保守、LTE回線通信料を合わせ、2,200万円ほどの年間維持管理費が、来年度以降、見込まれており、過疎対策事業債の活用を検討しているところでございます。また、メーカーが推奨している使用期間はおおむね5年でございますが、一般的に7年は普通に使えると聞いております。

その後の対応につきましては、可能な方には個人所有のタブレット端末やスマートフォンアプリに切り替えていただくようお願いをしていき、引き続きタブレット端末

の設置を希望される世帯には無償貸与を継続し、自宅にWi-Fi環境が整っている世帯には、その環境に移行していただき、独居、老々世帯等を含め、自宅のWi-Fi環境への移行が困難な世帯等には、引き続き通信費用は町が負担していくことを考えております。情勢の変化等もございますが、現時点ではこのように考えております。以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） スタートが町側の発案というか、都合で始めるわけですから、次のときも、なるべく町民の方に発生費用というか負担がかからないようにしていただけるのが一番だと思いますので、よろしくお願いします。

最後に町長にお伺いします。今回の説明の中で気になったのが、有線放送の代替としてタブレット端末無償全戸配付がプロジェクトチームの中間報告もなく、唐突に提案されたことです。

議会への説明を時系列で追うと、1、第1回定例会、3月8日に榎本議員の一般質問の中で、町長が有線放送整備の事業財源としてデジタル田園都市国家構想推進交付金を検討すると答弁されました。

2、17日、3月定例会終了後の全協で、企画課から事業概要説明がありました。

3、その6日後の23日にはデモ機による業者の説明がありました。

4、そして28日の第1回臨時会での補正予算で他の案件を含め承認されました。

2億円の工事が20日間で決定されたわけです。また、町民の皆さんへの情報提供は臨時会の結果が信濃毎日新聞に掲載され、その情報のみです。行政からの詳細な説明はありません。最新号の広報たてしなにも説明記述はありませんでした。詳しい説明が全く町民になされていません。町民の生活に関わる問題なのに、説明が不十分ではないでしょうか。

国の方向性の決定が遅れたため、補助金申請までの時間がなかったため、実施計画の提出を優先させたとのことでした。町行政が国の施策に対してスピード感を持って仕事をすることは重要なことであり、様々な交付金に遅滞なく申請することは重要なことと思います。その意味で、行政は町のために頑張って仕事をしていただいているとは思いますが、議会への報告が遅かったと思います。せめて申請の前後に概要の説明だけあってもよかったと思います。初期費用が2億円もかかり、かつ有線放送が廃止になるという、町民生活に関わる問題なのですから。

今後は重要案件については、都度、迅速に、議会や町民に丁寧な説明を進めてほしいと思います。町民の代表である議会が追認機関とならないようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回の件は、先ほど担当課長からも申し上げたとおり、国のデジタル田園都市国家

構想推進交付金のデジタル実装タイプが本年1月に公表され、最終的な実施計画を2月28日に国へ提出しております。この件については、先ほど議員のほうからもお話がありましたが、この間、国の指摘により、多くの箇所を修正しておりましたので、担当課では1月に公表となったばかりの制度で不確定な部分もあったことから、2月28日以降の修正も全くないとは言えないと考えておりました。そのために、性急な報告を避けて、3月定例会の最終日に議会へ報告をさせていただいた経緯でございます。

また、町民の皆様には、受託業者が決定し、システム等の全貌が明らかになり、工程の協議が終了した時点で、システムの概要や今後のスケジュールなど、正確な情報を速やかに広報等で周知をしまいたいというふうに思っております。

この件は有線放送の代替設備であり、町民生活にも関わる重要な案件でございます。議員のおっしゃるとおりであります。だからこそ、後で混乱を招くことがないように、情報の正確さを帰する必要があると考えたものでございます。決して議会皆様方の軽視をしたというわけではございませんので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

今後も重要案件につきましては、報告する情報の正確性に十分配慮する中で、迅速に議会や町民の皆様にご丁寧な説明を行っていくよう努めてまいりますので、ご理解とご協力を今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 今、町長から力強いお言葉をいただいたので、これからの議会運営、よろしくお願ひしたいと思います。

まとめます。国の構想である誰一人取り残されず、全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する方針に沿って、デジタル弱者の皆さんへの特段の配慮をしていただきたいと思います。将来的には、ホームページとのリンクや広報等、発行物の廃止、回覧の廃止等によるペーパーレス化や、それによる印刷や配付の費用削減は大変いいことですが、使用できない人、しない人へは町のお知らせが全く届かなくなるわけです。これらの対応の検討もお願いいたします。

J Aの設備が故障し、突然、有線放送が中止になる危険性もあります。行政が早めにタブレットを配付し、利用を可能といただき、有線放送に問題が起きても対応できるようお願いして、質問を終わります。

議長（田中三江君） これで3番、中島健男君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。

（午前11時37分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**4番、中村茂弘君**の発言を許します。

件名は **1. 移住施策について**です。

質問席から願います。

〈4番 中村 茂弘君 登壇〉

4番（中村茂弘君） 4番、中村茂弘です。通告に従い質問いたします。

まず、数年前に建てた2棟の移住体験住宅について伺います。

自然環境や生活環境を体験してもらい、ここ3年間の利用状況はどうなっていますか、年度ごとにお伺いします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

移住体験住宅は、当町への移住希望者に一時的に立科町の自然や生活環境の体験、そしてまた、地域住民等との交流体験の機会を提供することで、当町への移住の促進及び地域の活性化を図る目的で、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用しまして、平成27年12月に設置したものでございます。

さて、移住体験住宅の利用者は、開設当初から増加傾向でございましたが、ここ2年は減少をしております。

利用者の中には、実際に移住された方もいらっしゃいます。また、現在は移住されていなくても、立科町を知って、一時的ではございますが、住んでいただいたことで、将来的な移住や関係人口の増加につながるものと捉えております。

ご質問の年度ごとの利用状況につきましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 移住体験住宅の利用状況につきましては、3年間とのことではございますが、傾向が分かるよう、平成28年度からそれぞれの年度ごとに利用者数と利用日数を申し上げます。

平成28年度は29人、76日。29年度は30人、44日。30年度は42人、68日。令和元年度は55人、123日と利用者数は年度を追うごとに増加していく状況にありました。しかしながら、令和2年度は利用者数8人、利用日数28日。3年度は利用者数14人、利用日数29日と、これまでと比べ減少しております。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 今、年度でお伺いしたわけですけど、ここ2年間減少傾向が続いておりますけど、何か原因等はあるのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 令和2、3年度の移住体験住宅の利用者数、利用日数の減少について、主な要因をお答えいたします。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の対策として、4月16日から6月末まで移住体験住宅の利用を休止し、その後、県の基本的対処方針等に従い、都道府県別の新規感染者数に基づいて、往来について慎重に判断する都道府県からの利用を控えていただくなどの条件をつけ、十分な感染対策を行った上で、7月1日から利用を再開しました。

令和3年度も同様の運用をしており、このことが利用者が減少した主な要因と考えております。

このような状況ではありますが、令和2年6月からオンライン移住相談会を開催しているほか、オンラインでの移住セミナー等に参加するなど、状況に応じた移住促進に努めているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 移住については、長野県は人気がありまして、特に軽井沢とか御代田町は人口が増加傾向となっております。

軽井沢駅方面にパンフレット等の配布はしておりますか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

軽井沢駅には、移住案内の記載があるパンフレットを置くほか、以前、駅の連絡通路であるコンコースに設置されたモニターで動画広告を放映しておりました。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 今、おりましたという答えなんですけど、今後も軽井沢等は人の入り込みが多いわけですから、継続して置いてもらって、立科町に移住体験をしてもらうようをお願いしたいと思います。

体験住宅は、どちら方面、何県からの体験住宅利用者が多いわけでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

平成28年度から令和3年度までの移住体験住宅利用者の居住地を都道府県別に申し上げますと、一番多いのは東京都、割合で27.6%、次に埼玉県で18.4%、3番目が神奈川県で9.2%でございます。このように首都圏が多く、利用者の3分の2は首都圏の方にご利用いただいております。そのほかに、近畿圏、中部圏、中国地方、北九州の方もおり、県内の方もいらっしゃいます。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） お聞きしますと首都圏が多いということでもありますけども、東京の長野県の銀座にブースがありますけども、チラシ等は置いてあるのでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

銀座NAGANO、長野県東京事務所、長野県の施設ではございませんが、首都圏の移住相談の窓口となっている、ふるさと回帰支援センターに、当町の移住に関するチラシ等を置いております。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 東京都等が多いということですので、できる限り努力して、パンフレット等を配布をしていただければと思います。

移住した人はどれぐらいいるのでしょうか、お伺いします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

当町への移住者数は、長野県の信州暮らし推進課が県内全市町村の窓口で実施している移住者捕捉アンケート調査の数値となります。

この調査は、他県の自治体から当町に住民票を移す手続をされた方に対して、任意でアンケートをお願いしているもので、自らの意思で転入し、その後も住み続ける意思がある方を移住者と定義づけております。

令和元年度は46人、2年度は50人、3年度は46人と、ここ3か年は年間50人ほどの方が当町に移住をしております。また、先ほどの移住体験住宅の利用者で、実際に移住された方は4世帯10人でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） お聞きしますと、毎年50人近くが移住してきているということですが、長野県は家賃とか住宅購入費が安いなど、いろいろな利点があります。そのほか、温泉施設が多いなど、地理面等でも大分有利だと思います。

幾らコロナ禍で利用が少ないと言っても、人気のあるこの立科のよさをアピールして、今後、人口減に歯止めをしたらどうでしょうか。さらに移住施策の充実を期待するものであります。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

町では、急速な人口減少を緩やかにするため、移住定住施策として多くの事業に取り組んでおります。

具体的な取組につきましては、移住体験住宅や移住サポートセンターの開設、運営、

オンライン対応も含めた移住相談、移住専用サイトやパンフレット等による情報発信、空き家バンク、空き家利用促進補助金、U・I・Jターン促進事業新築住宅補助金、奨学金返還支援助成金、そして、本年度に事業を行う移住者向け長期滞在住宅整備事業、定住促進住宅団地の造成工事、U I Jターン就業・創業移住支援金に至るまで、多角的に、そして一部事業においては、地域の事業者や地域おこし協力隊とともに取り組んでいるところであります。また、課題としては、移住希望者の多くが望む賃貸住宅の供給が当町には少なく、移住者の住環境はまだまだ足りない状況がございます。

現在、この課題解決に向けて、地域おこし協力隊も参加し、課を超えた研究検討を重ねているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） お聞きしますと、教員住宅等の今後は空き家を利用したりして、移住体験住宅も造るということですので、さらなる移住施策の充実を期待しまして、私の質問を終わります。

議長（田中三江君） これで、4番、中村茂弘君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は2時からです。

（午後1時46分 休憩）

（午後2時00分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**2番、芝間教男君**の発言を許します。

件名は **1. 自主防災組織の結成と災害対策本部のあり方について**です。

質問席から願います。

〈2番 芝間 教男君 登壇〉

2番（芝間教男君） 2番、芝間教男です。

2番、芝間教男。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日は、自主防災組織の結成と災害対策本部の在り方についてということについて質問をさせていただきます。

本日は雨降りでありまして、太平洋側で明日にかけて雨降りが続くということでありまして、気象庁によりますと、本日の11時に関東甲信地方が梅雨入りされたという発表がされたということでありまして。

本年4月15日の区長・部落長会議におきまして、自主防災組織についてという資料が配付されました。町から災害時における地域の被害を防止等を図る目的として、この防災組織を設立する、推進をする参考として、毎年この資料が配られているという

ことであります。町長が従前から話しておられた地域における自主防災への取組を重要視する一環として、これは高く評価するところであります。

しかしながら、この会議につきましては新型コロナウイルスの感染症により、感染拡大の影響により短時間で会議が終わったということでありまして、具体的な説明がなく、残念ながら本資料につきましても配付のみであったということでありました。

この資料を見ますと、自主防災の規約、それから防災計画初動マニュアルの各案が掲載され、FMとうみの「はれラジアプリ」の紹介など、実に充実した内容で、災害時における住民の命を守るために指針を定めたものでありまして、今後、積極的に各地域で組織の結成に向けて推進を図っていく必要があると思うわけであります。

町長におかれましては、各地区の自主防災組織の結成、推進について、今後どのように進めていかれるか、また被害の確認、仮避難所のけが人や物資不足の状況に対する対応等、町における災害対策本部との連携について本部としてもより細部にわたる事前準備が必要であると思いますが、どのように推進していくお考えか、まずは町長にお伺いをいたします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、芝間議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、自主防災組織についてでございますけれども、ご承知のように気候変動の影響等により既存の想定を上回る大規模な災害の発生は、当町におきましてもこの間の通り令和元年東日本台風や昨年8月の大雨など、甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいところでございます。幸いにも人的な被害がなかったことは町民皆さんがそれぞれに、また地域ぐるみで情報を得ながら、ご自身の命を守る行動をされたことも要因であろうかというふうに思っております。

このように、災害発生時に被害の防止や軽減のために住民の自主的な防災活動が、町や消防団、防災関係機関の活動と並行して必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割も非常に重要であるというふうに認識はしております。

そして、地域における自主防災組織の組織的な活動により、災害時における成果が期待をされているものでございます。併せて、自主防災組織の日常の活動を通じて、地域の連帯感の強化が期待されるなど、自主防災組織は今日の社会環境の中でもその重要性が増しており、今後におきましても自主防災組織の結成を推進するものであります。

また、災害対策本部との連携につきましては、災害時一次集合場所となる各地区の公民館と防災行政無線の電波を利用した緊急通話が整備されており、毎年度地区役員

との通話訓練を行っているほか、昨年度から運用開始をしました災害時安否確認サービスによる区長・部落長さんへの連絡体制の構築も図っているところでございます。災害時の正確な状況が、地域と本部で共有されることが被害を拡大させないためにも重要であるというふうに思っております。

今後におきましても、さらに災害時の情報伝達や共有の充実に向けた検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げる次第であります。

以上であります。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） さらに情報伝達の充実を図っていただけるということを確認させていただきました。

梅雨に入り、短時間で大雨が降ると、またいつ地震も来るかもしれないと。普段からの準備が大切であることを町長が先頭に立って啓発を、今後とも積極的に推進を図っていただきたいと思いますと思うわけであります。

さて、次の項目であります。1番、自主防災組織の結成を推進する具体的方策につきまして、質問をいたします。

先ほども申し上げましたが、区長・部落長会議時には、新型コロナのウイルス感染症拡大の影響で時間短縮のため、具体的な説明がされることなく、残念ながら本資料については配付のみであったとのことでした。そのような中で、令和3年12月、宇山区の大深山集落において、このような立派な自主避難計画の保存版が作成されました。ちょっと小さいので拡大をしてみましたけれども、表紙だけではありませんが厚い表紙でありまして、各大深山の皆さんに配られたということでありまして。全員に配られたということでありまして。

この作成に当たっては、台風19号の被害から大深山では2020年の新年に防災支えあいの会が発足の声上がり、災害時には身近な助け合いが一番であり、コミュニティーの強化が大切であるとし、この保存版が作成されたということでありまして。

お聞きしますと、地域の皆さんが集まって「昔、ここが崩れた」、「台風19号では、この土砂崩れがあった」と地図に落とし、集落全員が参加して自主防災組織を立ち上げたということでありまして。

内容は、いざというときの自主避難ルール、避難の判断から自主避難の開始、避難場所のルート、そして避難場所での感染症対策についてまで記載がされております。集落内の地図や避難ルートや危険箇所、消火栓の場所などを航空写真も含めた記載がされております。また、住民一人一人が日頃から準備しておくこと、非常持ち出しリストなどが記載されております。

この避難計画保存版の作成の実経費ですが、伺いますと、地元及び町の支出はゼロ円でできたということで、県の佐久建設事務所のほうの予算を使って作成されたということであると伺いました。

町の負担が全くなく、こんな素晴らしいものができるならば、ぜひとも他の集落においても積極的に働きかけて、各地で自主防災組織の結成を推進していただきたいと思いますが、改めて今後、区長・部落長に説明を行う機会をつくるとか、地域に向いて一緒に組織の結成に協力をしていくことが必要であると思いますが、具体的な方策について、総務課長にお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

町では、議員おっしゃるように自主防災組織結成を推進するため、以前から区長・部落長会の総会や町政懇談会の際にマニュアルを配付をいたしまして、必要に応じて個別相談に対応しているところでございます。また、自主防災組織が防災及び災害時に使用する資機材等の補助制度を設けておりまして、既に活用をいただいている組織もでございます。

しかしながら、組織化はなかなか進んでいない現状でございまして、今年度においては県の出前講座の活用やケーブルテレビを活用した自主防災組織の啓発放送などを計画しているところでございます。併せて、区長・部落長の皆さんにご出席いただく今年度町政懇談会の際には、資料を分かりやすくするなどの工夫によりまして、地域の防災意識を高めてまいりたいと考えているところでございます。

地域におかれましては、地域の会議や地区の防災訓練の計画の際には、自主防災組織の結成につきまして、ぜひ話題にさせていただきご検討をいただければと思っております。また、先ほど議員がご紹介をさせていただきました大深山地区の活動につきましても、大変先進的な取組をして参考となるものでございます。機会を捉えてご紹介をしながら、推進に努めてまいりたいと考えたところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 今度の町政懇談会のときには、とてもよい機会かなと思います。本当に、先進例がいろいろとできてまいりましたので、町内の中でも、ありがたいことでありまして、積極的に推進を図っていただきたいと思います。

続きまして2番ですが、具体的マニュアルの作成の必要性ということで、自主防災マニュアルにつきましてお伺いいたします。

この参考資料を見ますと、自主防災初動マニュアルは重要な項目が書かれておるわけですが、残念なことに文字を項目でずうっと書いたというようなものであります。災害時におけるマニュアルとしましては、先ほどの大深山のように、端的に表や地図にして項目を表すことが必要で、それを全戸に、理解できるものであるということが必要であると思います。

また災害が起きた直後、それから1時間後、3時間後、それから当日の夕方までに行うこと、それから翌日に行うことと、それぞれ避難所での行うことは違ってまいり

ます。そのようなマニュアルも必要でありまして、さらに案を作成していただく必要があると思います。そのようなことについて考えがいかがか、お伺いをいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

例年、資料として配付をさせていただいている内容につきましては、消防庁で示されている自主防災組織の手引きに掲載の組織づくりに必要な標準的な内容としているところであります。内容は、議員おっしゃるように規約、あと防災計画、班編成などの案をそれら作成の際にポイントとなる点、そちらをまとめたものでございます。

組織づくりの地域範囲によっては、構成する世帯数や立地条件、また他の組織との連携体制とも変わってまいりますので、あくまでも標準的なものとしてご認識をいただき、必ずしもマニュアルにとられる必要はないと考えております。

地域に見合った組織体制や継続して実行できる内容を、地域の皆さんがつくり上げていただくことに意味があるものでございますし、町におきましても組織づくりに際しましては支援をさせていただきたいと考えております。

先ほどは大深山地区の一例をご紹介していただいておりますけれども、さらにこちらからは令和元年の東日本台風による甚大な被害を受けた経験から、令和2年の3月に山部地区で組織が結成をされております。

災害発生から約4か月という短期間に組織化がされたことにはなりますが、当然、以前からも地域においては防災活動はされていたと考えておりますけれども、先頭に立たれた地区役員の皆さんをはじめ、地域住民の皆さん、こちらのご尽力によるものと考えているところであります。

この山部地区の災害対応マニュアルでは、町で示したマニュアルのほかに、まさに議員がご発言をされました時間の経過ごとに行う行動についての事項が盛り込まれておりまして、地域住民の皆さんに配付はされております。大変こちらも参考となるものであると認識をしております。先ほどの大深山地区、また山部区、このような事例等も紹介させていただきながら、他の地域に、波及していくことを期待しているところでございます。

いずれにいたしましても、組織の結成が目的ではなく、実効性と継続性が重要でございますので、引き続き、そのようなところを念頭に入れて、推進をしてみたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 確かに、実効性があるものをそれぞれの地区の特性を知ったところで作成していくということが、大変重要であるというふうに思うわけであります。

大深山地区の資料ですけれども、これは立科町の航空写真も使って、「このところが土砂崩れがあったところだよ」というようなところも示していただいってつくって

いただいているということ、区長さん、部落長さんからもお聞きしました。

そのような中で、町の協力体制もそういう作成に当たっては必要であるというふう
に思うわけであり、ぜひとも地域の自主防災組織の結成につきましては、役場の
支援も欠かせないと思うわけであり、よろしくお願ひしたいと思うわけであ
ります。

さて、災害対策本部の今度は本部の方でありますけれども、町独自の内規とか判断
基準が、これはあるのかということをお伺ひいたします。

台風、地震、具体的に被害が確認された時の対応、近隣への応援要請、大災害のと
きの自衛隊派遣要請、広域連合との連携などの基準についてそのようなマニュアルが
あるか。また、それは住民への周知も必要ではないかと思うわけであり、いかに
か、お伺ひをいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

立科町防災計画の基本方針は、特に災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を
図る減災の考え方を防災の基本理念としております。たとえ被災したとしても、人命
が失われないことを最重視し、併せて経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々
な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめ
るものでございます。

災害としては、風水害、地震、雪害、航空災害、危険物等災害、林野火災、原子力
災害などを想定し、それぞれの対策・対応について示しておりますが、規模や時期、
また複合した場合など、災害対策本部において総合的に判断するものでございま
す。判断の中で、長野県広域連合公共的団体や、その他協定等を締結をしています
関係機関との連携協力を得て対応に当たることになろうかと思っております。

長野県や広域連携に当たっては、毎年度連絡網の更新や連絡会議等を行い、有事に
当たっての情報共有が行われております。また、自衛隊の災害派遣につきましては、
自衛隊法第83条の規定によりまして、都道府県知事等からの要請により部隊などを派
遣することが原則とされております。これは、知事等が災害対策の一時的な責任を持
っており、災害の状況を全般的に把握できる立場にあるためである。派遣が必要な場
合には、町と県と協議の上行われるものと承知をしております。

住民への周知をとということにつきましては、災害の状況によりましては、臨機に対
応が必要となってくることから、災害発生前や発生時等において、正確な情報の発信
と伝達に努めたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 毎年、連絡会議を重ねていておられるということ、日々新しく更
新をされておられるということでありました。

災害のときにはいろいろな場面が想定されるわけでありますが、きめ細かな準備がいずれにせよ必要であると思うわけであります。

続きまして、被害を最小限にするための準備についてお伺いをいたします。

6月末期、梅雨に入りましたけれども、末期には集中豪雨が近年特に心配され、土石流が起きることが心配されるわけであります。5月20日のすずらん学級の講演会の折に、信州大学の出前講座で松平晋也先生をお迎えして「土砂災害を回避し、賢く生き残るための方法論序説」と題してご講演をいただきました。

昨年の岡谷市川岸駅前の土石流や、木曾福島での木曾川支流などの土石流の事例などから災害発生の悲惨さ、また災害をまず知ることが大切であるということ、知っていれば未然に対応ができ得るとのことなどの講演をいただきました。

また、地震についても立科町でも直下型地震が起きる可能性はありますという認識を持たなければならないという事例でありますけれども、今年の3月2日に立科町付近を震源地とする直下型の2.2の地震がありました。夜中の11時36分でありましたけれども、何の前触れもなく急にドカンと来まして驚かれた方も多いかと思います。この辺には活断層がないから大きな揺れはこないだろうというような認識の改善、町で防災訓練をしているときには震度5弱の想定をしております。また、隠れた活断層が見つかっていないだけであって、もしかしたらそれ以上の大きな揺れが来る可能性もあるということでありまして、日々、住民一人一人が日頃から備えておく必要があると思います。

それは、早急に町としても推進をしていく必要があります、啓発をしていかなければならないと思いますが、総務課長にその啓発についてのお考えはいかがか、お伺いをいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

毎年、全国各地で様々な災害が発生しており、当町でも過去の災害を上回る規模の災害がいつ発生するか分かりません。災害の危険性は私が言うまでもなく、町民の皆さんが自分事として受け止め、防災意識を高める行動を日頃からされていると認識しております。

毎年開催の防災訓練もその行動の一つでございます。ここ2年ほどは新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止や規模の縮小で開催された地区もございますが、可能であれば年に数回、大規模でなくても地域の自主防災活動としての開催も考えられるのではないかと考えております。

また、災害の規模も温暖化の影響等により、激甚化になる傾向にあると考えられます。そして、災害には想定内ということはありません。その中でも、一番優先されることは、自分の命は自分で守ることであり、現在、様々な防災情報が取得できるアプリもあり、皆さんも参考にされているのではないかと考えております。町でも事前の

気象情報、災害防止の啓発など、防災行政無線やホームページ、FMラジオの放送などを活用し、情報伝達を行っております。

今月、気象庁では出水期を迎えるに当たり、住民の適切な避難の判断・行動につながるよう、防災気象情報の伝え方などを順次改善していくことが公表されたところであり、主な内容を申し上げますけれども、大きく5つございます。

1つ目は、線状降水帯による大雨の可能性を半日前から伝達すると。2つ目として、気象庁の危険度分布でございます「キキクル」、こちらの警戒レベルの見直しがされると。3つ目として、大雨の特別警報の指標の改善。4つ目が、高潮警報の内陸市町村での運用の追加がされた。5つ目は、指定河川洪水予報の氾濫危険情報を予測値でも発表するというものでございます。

このような情報は、地域や時間帯等により様々で、順次変化していくことが予想されます。まずは平時に自分の住んでいる場所が有事の際にどのような危険性があるか防災マップなどで確認しておく。併せて、時間帯による家族の居場所の確認。また、連絡方法なども事前に確認しておく。また、家族の人数に応じた備蓄品も必要でございます。

議員おっしゃるように、行政からの働きかけももちろん必要でございますが、災害時には町民一人ひとりが自分の命を守る行動を取ることが必要であるとの認識をお持ちいただき、事前の正確な情報取得と普段からの心構えを備え、行政・地域の自主防災組織・消防団・関連する機関全てが連携し、災害の未然防止と迅速な避難行動に努めていきたいと考えるものでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 正直申し上げます、思った以上に回答がいただきまして、ありがたいと思ったわけであります。

今、確かに5つの改善点ありましてし、平時どのような危険性があるかということと一人一人が認識をして、家族の居場所を確認すること、普段からの心構え、そういうことが大事であるということでお話しを頂きましたけれども、その意識づけということとをさらに、役場の行政の立場として啓発を進めていく必要があると思うわけであります。

続きまして、社会福祉協議会との連携についてご質問をいたします。

災害時、社会福祉協議会の役割は、これは非常に大きいです。災害対策本部と一体的な活動が求められるものと思います。連携については専門的な連絡網をつくり、それが地域の自主防災委員会と綿密に連絡が取れる体制づくりが必要であるとも思うわけであります。

実は、今年の4月29日の午後2時からだったんですが、平成16年の社会福祉協議会の防災ボランティア講座というのが蓼科ケーブルビジョンのタイムトラベルという番

組で放送されておりました。この時の講師が当時総務課長、防災担当をされておられた小平副町長が講師をされておりました。

地震の正しい知識を身につけようという資料に基づきまして、立科町の地域防災計画の紹介から地震から身を守るためとして、発生時には直ちに落ち着いて自分の命を守ること。それから火の確認、初期消火、家族の安全な確認——今、総務課長がおっしゃったように、家族の安全確認、ご近所の安全の確認、ラジオで情報を確認するというようなことについて、具体的に講演をされておりました。

その年の前に、10回以上も台風が上陸をして台風23号で多大な被害が発生したときでありまして、また9月1日には浅間山の中噴火があった年であります。その当時でも警戒レベルが3が続いているという状況で、今にも増して防災ということに住民の関心が高かった時期であったと思います。

一度災害が発生すれば、被害の状況の確認とともに物資の配給、被害者への支援、避難所での支援生活活動、ボランティア活動者の取りまとめなど、社会福祉協議会が中心となっていくことも実に多く、災害対策本部との綿密な連携が非常に重要になってくることは、十分に認識される場所であるとは思いますが、先ほど事例として申し上げました社会福祉協議会の主催する講座も含め、もっと日頃から連携を深めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

これは副町長というよりは、やはり現在の総務課長にお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、災害時において社会福祉協議会の役割は大変重要でございます。

災害対策本部の組織内にも社会福祉協議会は位置づけられ、住民福祉部として町民課と連携の下、特に要配慮者の避難支援、避難所の設営、ボランティアの受入れなどにその専門性を発揮していただくものでございます。また、日頃から地域との密接した関係づくりが行われていることから、有事の際にも自主防災組織のみならず、地域との災害連携についても、今後さらに協力体制を築いていきたいと考えております。

町もでございますが、町には出前講座等もございまして、こちらなども利用していただきながら啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 今年は、特にまた住民の皆さんが防災ということについて関心が高まってきているのではないかなと思うわけでありまして。

このような機会を捉えて、出前講座などをぜひとも積極的に働きかけをしていただいて、各地区で自主防災計画ができることを祈るわけでありまして。

まとめます。

2004年の防災ボランティア講座の参加者からは、各地の多くの課題、危険箇所が出されておりました。その中に、台風19号で河川の氾濫のあった古町地区も事例として既に出されておまして、20年近く後経過する中で、河川の底上げや整備等を長野県とともにもっと推進していればなあという事例も当時から上げられていたところであります。

今また、まさにすずらん学級、それから出前講座など、また大深山の集落の皆さんが作成された自主防災計画、先ほどご紹介いただきました山部地区の同じように自主防災の計画につきましても、より現在はさらに関心が高まってきているものと思えます。

特に、先ほども町長がおっしゃられておりましたように、10年に1度と以前言われていた豪雨災害が、毎年のように発生している疑念であります。

余談ではありますが、この地域では今年のように水の心配をしなくて、水田に水が入る年には割と豪雨などの災害が発生することが多いと先日、町長ともそんな話をしていたばかりであります。

ぜひとも地域の皆さんに自主の防災について関心を高めてもらうよう、町としても積極的に今後とも啓発をしていただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（田中三江君） これで、2番、芝間教男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時55分からです。

（午後2時40分 休憩）

（午後2時55分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**5番、森澤文王君**の発言を許します。

件名は **1. 当町のホームページについて**

2. 有害鳥獣対策についてです。

質問席から願います。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5番（森澤文王君） 5番、森澤文王、通告に従い質問いたします。

1、当町のホームページについて。

今年度、当町のホームページがリニューアルされる中で、タブレット端末の全世帯配布も行われます。

より町民に身近なものになるホームページについての考え方を問う。

ホームページについては、常々利便性に難点がついて回っていると感じているとこ

ろであります。六、七年前にリニューアルされたのが現在のホームページですが、当時も完成直後に不便があり、担当課に問い合わせをしたことがあります。

今回は、前回よりも予算額が大きく期待も高いところであります。3月議会の予算議決後の臨時議会で、有線放送の代替設備として全世帯配布のタブレットの予算は議決されたことで、ホームページの在り方が変わったのではないかと、あるいは変えるべきと考えていますが、町長の考えを問います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

町のホームページであります立科町公式サイトは、さっきも議員ちよっとおっしゃいましたけども、平成28年4月にリニューアルをして、本年度で7年目を迎えております。近年インターネット環境の高速化、情報発信の伝達化の急速な進行、そしてまたスマートフォンと情報機器の普及などがデジタル媒体による行政情報等の発信が求められております。

そして、町のホームページの年間アクセス数も、平成29年度から令和3年度の5年間で37%増加するなど、町のホームページを閲覧する方は、町民、町外者を問わず確実に増えております。

また、本年度、情報配信サービスプラットフォーム構築事業を実施し、有線放送の代替として、原則として町内全戸にタブレット端末を無償貸与する計画であります。このタブレット端末はホームページを閲覧できるようになる予定です。

今後ホームページは町民の皆さんが、一番身近にリアルタイムな町の情報を、取得することができる手段として、利用されることを期待をしております。

このような中で、タブレット端末等への情報配信とホームページの役割を、ある程度、制御をする必要があると捉えております。タブレット端末等への情報配信では、これまでの有線放送同様に、町から町民の皆さんへのお知らせを中心に情報配信するもので、特に緊急性の高い情報は優先的に配信していきたいと考えております。

また、ホームページは町民の皆さんが、町の情報を取得したいときに閲覧することを基本とした役割がございますので、機能や情報内容を考える必要がございます。そのためにもホームページでは、今回のリニューアルによりまして、必要な情報の探しやすさと見やすさの機能を高めたいと考えており、情報内容についてもそれぞれの特性を生かした情報発信に努めてまいりたいというふうと考えております。

以上であります。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） おおむねのご説明いただいたところでございますが、では（1）に入り

ます。

今回のリニューアルの目玉は何なのか。これをお答えください。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

ホームページのリニューアル事業につきましては、4月にプロポーザル方式による審査会を開催し、受託業者を決定していく予定であり、現段階では受託業者やシステム等が決まっていないことを承知おきいただき、お聞きをいただきたいと思います。

今回のリニューアルには3つの目玉がございます。

まず1つ目は、必要な情報を探しやすくする。

2つ目は町内外へ効果的に発信できる魅力、特色あるデザインとする。

3つ目としましては、パソコンやスマートフォン、タブレット端末、それぞれの機種ごとに対応することで、より見やすくします。

これら3つの点が、今回、私のわがままによって、このホームページのリニューアルをお願いをしたところでございますけれども、特に1つ目の必要な情報を探しやすくするでは、現在のホームページでは、利用者がトップページの検索項目から必要な記事にたどり着くまで、項目の選択回数が多く、項目名が分かりにくいものである。必要な情報が探しにくいことや、サイトの構成、デザイン、記事の分類が現在のニーズに適合していない。トップページに情報が多すぎるため、記事の閲覧に時間がかかる、分かりにくい、こういった課題や要望が寄せられております。

今回のリニューアルでは、利用者にとっての使いやすさを最優先としてトップページを簡素化し、検索項目名も総合的に見直しをして、トップページから必要な記事を見つけるまで選択回数を減らすなど、探しやすい（改装構想）とさせていただきます。

また、町のホームページは町外の皆さんにとって、訪れてみたい、住んでみたいといった機運の情勢にも役割を果たし、町の振興や人口減少対策にも寄与するものと考えておりますので、立科町らしさが伝わるデザインへ変更していきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） そこは期待しかないので、お任せしますとしか言いようがないところなんですけども、そうすると（2）番ですね。ホームページに載せた情報の保持期限について。

これは町民の方から、過去にホームページ上に記載されていた情報を確認しようとしたが、見るができなかったと。町の情報の透明性に疑問を感じるのご意見がありました。ホームページ上の情報の保持の期限についてお伺いします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

議員のおっしゃる保持期間は、公開期間と呼んでおり、公開期間は記事を作成したときに作成者が設定することになっております。

この公開期間を経過した記事は、非公開となりますので自動的にホームページ上で見るができなくなります。

例えば、計画案の意見募集パブリックコメントは、募集期間が決まっているため、期間終了後に記事があると、募集期間がまだ終了していないと誤解をされる場合がございますので、募集期間を公開期間として設定します。

また、期限を切らないものもございます。例えば、先ほどの計画案が意見募集後に本計画となった場合は、公開期間を無期限に設定し、常にホームページ上で見るようにしております。

このように誤解や間違いが生じないため、また、原則として、今、そのときの情報をお伝えするものでございますので、公開期間を設定しております。ご理解をお願いいたします。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5 番（森澤文王君） ご理解をお願いされちゃったわけなんですけども、そういうわけにはいかないというのが今回の質問の趣旨でございます。

この一般質問やるに当たって、我々前段打ち合せをしたりするわけでございますが、過去に我々も何年もやっていますと、前にやった質問のときの答え、要するに議事録が残っている中で、前はこういうふうに答えてもらったのを調べたりとか、もちろん職員さんが、もう以前こういうことを言われましたよねってことを調べて、何年か前の振り返って調べて見てるものもあるわけですね、その中で以前、私が質問した議会の中での紹介欄の中に私の名前が入ってなくて、その記事を見たくて、町民の方が調べたくて見たら、やってないじゃないか、そのときって言われたり、職員さんのほうでも、やってませんよねつって、ないんですけど。あったんですが、実際は名前書き間違えただけだったりとかして、そういうことがあって、見ようと思ったら見れなかったの、ちょっと不便だっということが実際に起きたわけですね。この件に関しましてはね。今回町民の方からいただいたのは、指定管理の公募があったときに、仕様書もたしか上げていたと思うんですが、それを、あのときどうだったんだろうと思って見ようとしたら、もう見れない。何か見せてちゃまずい事情でもあるのかと。この町は気に入らない情報は消してしまうのかっていうような不信感を持ちやすい。喫緊で言いますと、なんだっけ、立科町過疎地域持続的発展計画のパブリックコメントを求めてましたけど、非常に短期間であったという中で、短期間であったけれど、コメントができないにしても、あ、そうだったんだ、じゃあどんなもんなんだろうって見直したいときに、見直せないわけですよ。この後、議会終わった後に、議決が取れた場合には上がっていくと思うんですが、そういうときに、今見たいなと思った人や、あ、そういうのあったのって見直したいときに、見られないわけですよ。そ

ういうことを考えていきますと、そういう情報を上げておくことが、まあ、なんでしょうね、町の透明性の一つとか、ホームページの利便性の一つとして考えられてくと思うんですけども、そのようにデータベース的な意味合いとして、情報を残しておくということに関しての考え方を伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

先ほど申したとおり、期間が終了しているにも関わらず、その記事を載せているということは、やっぱり誤解や間違いを生じるということで、以前、一般質問の中で他の議員さんから、ホームページの管理について更新や削除の必要なものがあるとの指摘を受けたことがございます。誤解や間違いが生じないように、公開期間を設定することは、やはり必要なことだと考えております。

データベースとしまして、それを載せても誤解や間違いが生じる場合もございまして、どうしても過去の情報が必要な場合は、直接担当課のほうにお問い合わせいただきたいと思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） おっしゃりたいことは分かるんですが、いつまでも載せている必要がない情報と、載せておかなきゃいけない情報ってあると思うんですよ。一括で2週間したら、じゃあこの情報は削除、削除っていうので、それだともれてしまった情報とかを欲しがっている方もいると。1回ホームページ上に載せるってことは、もう世界中に配信しているってことなので、今さら出したり消したりしたところではないし、町が出すものはうっかり載せちゃったってことは、ほぼないはずなので、そういうものはある程度残しておく必要があるんじゃないかと、閲覧ができるようにしておくべきじゃないかと、それがこれからのインターネット社会の中で必要なことであり、わざわざ課の職員さんが電話を受けて対応しまして、探して、資料を持ってきて答えるっていうのが、時間ももったいないし、せつかく道具があるのになんでそれを使わないんだろうっていうのが、今回のインターネットのホームページの話なんですよ。そういうふうにしておいてもらえば、データ入れるときは苦労かもしんですけど、行く行くは楽じゃないですか。そういうためのことですよ、こういうことは。なので、そのように進めてもらいたいなというふうに思っているんですけども、これ次の話にもつながるので、ちょっと次の話に移っていきますね。

（3）ホームページの今後の発展性はとしまして、これからのインターネット社会において、ホームページの発展性が問われると考える。今言った話もそういう話なんですけど、例えば、ホームページから住民票が取れるなど、これからできていくんじゃないかって考えられるんですが、町としてのホームページの発展性をどう考えているのかを伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

本年度、町では国の自治体DX推進計画等によりまして、転出転入ワンストップサービス、そして子育て、介護関係の26手続について、行政手続きのオンライン化のためにシステム改修を行っております。インターネット上でマイナンバーカードを用いた行政手続きを推進してまいりますけれども、実際には、町のホームページとは別のサイトで手続き等を行うこととなりますが、リンクをつけることで町のホームページから手続きをスタートさせることも考えております。

しかしながら、住民票など証明書の発行は法的な制限もあり、難しい状況でございます。

また、今回のリニューアルでは将来的な拡張性の高いホームページの提案を使用の中で求める予定でおりますので、リニューアルの後においても利用者の声、そしてデジタル化推進専門家の集まり等も踏まえた中で、皆さんの利便性向上等考慮しながら、必要とされる機能を追加をしていく考えもございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 住民票が取れる取れないは、そこは特にこだわっていることではないので、今後の発展性の中での話であります。例え話でしますと、携帯電話が普及しはじめたのが今から二十五、六年前でしょうかね。その頃に携帯電話を買ってアルバイトをしようと思ったら、固定電話の番号を持ってない人は雇えないというふうに断られました。現在は携帯電話の番号持ってない人は身分の保障ができないってことで、ちょっと軽く見られることがありますよね。時間が流れると考え方はいろいろ便利なものによって変わっていくので、ホームページに対する寄り添い方もこれから変わっていくのではないかと考えているんですけども、そうですね、先ほどから過去の情報が見れるようになってことに非常にこだわっている部分もあるんですけども、今の話の中でもありましたけど、ホームページでいろんなこと発信しようとする、今私が聞いたみたいに、過去の情報はいつまで保持するんだと、どんな情報公開するんだ、不必要なものは消してくようにしてる、また過去の事例ですが、私がゴミを捨てたくて町のホームページからごみ捨ての一覧表を読み込んだら、なんか、なんか変だなと思ったら前年のカレンダーが上、今年度が下ってというふうな表示がされたときもありました。めくってってなんか変だなと思ったら、これまあスマホからですけどもね、そういうこともありました。だから消さなきゃいけない情報、消すのを遅れたりとかそういうことも実際起きている。だから、なんか一律でやっているようには見えないしという部分も多々あるんですけども、今回のリニューアルで使いやすくする、内外にいいものをつけていうふうにいわれているんですけども、今私が申し上げたように、今後の展開の中でインターネットを使っていく以上、さっき私が言ったことがちゃがちゃしますけ

ど、職員さんの負担も減るし、情報を見たい人が見れるし、透明性もあるしとか、いろんなことが、これからインターネット使う上でルールが必要になってきたりとか、その町がインターネット使う上での対する考え方っていうのを大切にしなければいけないと思うんですけど、そのこれからホームページをきれいにしますっていうのの前段にインターネットを使うってことが存在しているわけですね、そこでどのように考えてこれからそういう外部に出していく、要するにあれなんですよ、目の前で見れる端末が何であれホームページの表紙がどうであれ、出てくる情報の管理がどうなっているかが全部反映されるので、その考え方はこれからどうするおつもりなのかと、こういう話です。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

前の議員さんの回答にもしたとおり、タブレットの場合はホームページを閲覧できるということで、他のインターネット環境とは切り離してございますので、タブレットの場合は役場の情報しか受け取れない、ホームページの閲覧のみということでございます。

管理ということ、ホームページの管理をしっかりしなくちゃいけないということで、先ほど議員さん言われたとおり、前にごみカレンダーのものが、去年の記事が先に載っていったということで、やっぱり、先ほども言ったとおり間違い等が生じないように、そういう部分、これからはしっかりと管理をしていかなければいけないと思っています。以前、ほかの議員さんから一般質問を受けたときも、その更新あるいは削除に関して、一定ではないということも言われたんですけども、幹部会や4月1日ちょうど切替えのとき、幹部会等で課長や理事者の会の中でタブレットの更新を皆さん見直していただいて、更新や削除が必要なものは削除をしていってくださいということで言ったこともございます。

やはり情報は、それぞれの各担当課に集まって、それを載せていくので一元的というのとはなかなか難しいとは思うんですけども、職員やっぱり一人一人が意識を持ってやっていくことが重要と感じております。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） その話はなかなか先が長引きそうなので、恐らくホームページの構成した後、もうちょっと具体的に分かりやすい話ができるような気もしますが、とりあえずしばらく注視するということになりませんが、基本的にこういうことでちょっと見落としがちなどこなんですけど、ホームページがリニューアルされて検索性がよくなって、デザインがよくなって、人が見ておしゃれな町だなどと思えるっていうホームページを作るまではいいんですが、そこから発信する情報をつくっていかなければ今と全く同じ状態のまま、ホームページがきれいになりましたっても何もないので、

これから発信していく情報を、どんどん私たちはつくってかなきゃいけないわけですね。それで私たちは、いろんな提案を申し上げたりとかする場面があればしているわけなんですけども、そういうことがありますので、今後もホームページ、うまいこと発展していくんで、発信したくてたまらない情報がどんどん湧いてくる町であるようになることを期待してこの質問は終わります。

次、2番目、有害鳥獣対策について。

有害鳥獣対策として今回は主に猿についての方針を問います。

(1) と合わせてお答えいただければいいんですけども、(1) 現在の猿の被害状況、所在、具体的な対策はとしまして、何年か前から当町でも猿を見かける機会が増えてきました。鹿による農作物の被害に加え、猿による被害も起きてきております。

また、私事で申し訳ないんですけども、この1月には姥ヶ懐の私の家の周りが1泊2日ぐらいで猿の群れに囲まれてしまいまして、これ産業振興課に助けを求めに駆け込んで、職員さんのおかげで追い払ってもらったので、姥からはいなくなったというわけなんです。ただ、捕まえたわけではないんで、それどこに行ったのかと。後ろにいらっしゃいます、今井英昭議員のお宅の屋根の上にもちょこちょこ出没されることで、古町にも出てきていると。姥の場合は群れが集中して集落の中に現れたというような状態なんですね。で、今回の質問となっているわけなんですけども、町の猿対策の方針を(1)の現状に合わせてお答えください。

議長（田中三江君） ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

町内におきまして、数年前から猿の目撃については、確認し承知をしているところでございます。目撃場所については、古町、姥ヶ懐地区から南側に向け、雨境付近までの間で目撃していると確認しています。また、立科町で目撃される前から佐久市望月地区で目撃され、以降、そのうちの群れの一部が立科町に現れ目撃されているものと推測がされます。

被害状況としては、中尾美上下地区において自家用野菜の被害があったと聞いておりますが、今のところ人への危害についての報告は受けておりません。具体的な対策につきましては、担当課長のほうから答弁させますので、お聞き取りをいただきたいというふうに思います。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） それでは、私のほうから具体的な対策につきまして、お答えをさせていただきますと思います。

まず、防止対策としまして、電気柵等による策の設置を行い侵入を防止する対策。

それと猿を見かけたとき、追い払いにより猿を遠ざけるなどの対策を講じることを第一段階として行っていただきたいと考えております。

その後、農作物などの被害が増加していく状況であれば、捕獲による対策を講じてまいります。猿を有害鳥獣として捕獲するには、町で防止対策の現状や農作物被害の量などの確認を行い、県に申請手続をし、県から捕獲許可が認められ、有害鳥獣捕獲として町、猟友会、いわゆる狩猟免許所持者による捕獲が実施されるところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 今、お答えいただきましたけども、猿の群れの移動の仕方とか、単体で動いているのかというのは割と把握しづらいついていうか、鹿もそうなんですけど、猿のためにわざわざ防護柵を買って用意するっていうのはちょっと現実味が少ないように思えるのですが、これは県のガイドラインってことでいいですか、確認します。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えします。

こちら、猿を有害鳥獣捕獲を行うには、農作物の被害状況、また、先ほど言われました人的被害等の確認が取れなければ有害鳥獣としての捕獲は厳しいものでありますので、そちらを調査しまして、そういった調査が確認取れば捕獲に至るということでございます。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） これなかなか、まだ何も起きてないからいいような話の段階なんですよね。対策が分かっているれば、一般質問を特にする必要がないので、今回やっているってことは分からない部分が多々あるというところで、よく餌づけされた猿は人を襲うなんつってねいう話を聞きます。最近、今、今井議員の古町のお宅の屋根の上にもいたところがあるし、小学校の付近でも目撃情報ありますよね。インターネット情報で恐縮ですが、猿はなぜか女性や子供を狙う率が高いということですので、そういうところで人が出てからどうにかついでいうのを防ぎたくて、私前段のここで何とか方法ないかということで質問をいたしてるところなんです。先ほど、私の家の話をしましたけども、私の家は昔の家なんで、入口引き戸でさっと開いちゃったりするんで、そうすると、猿、家の中に入って来たらどうするんだろうとかあれですね、ちょっと中に猿に家囲まれたことがある人がいれば共感できてもらおうかと思うんですけど、10匹以上の猿が家の周りになると何が起こるか分からないから、結構おっかないですよ、そういう中でそういう住宅被害に関しては何かガイドラインありますか。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

住宅近隣の被害につきましては、やはり追い払いが有効的だと思います。こちらに

つきましては、ロケット花火等を用意しまして、音で追い払いを行っていただければなど考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） そうですね。私も家の周り、ロケット花火で追い払っていただきました。ありがとうございます。そういうことがありましたね。ちと、このままいくと質問の内容がどんどん次にかぶっていっちゃうんで、ちょっと質問先に進めますけど、（2）の今後の猿対策はどのようにするのか。

町としてどのようにしていくのか。そして、私のように身近に猿が現れた町民の方がおられた場合、実際どのように対応したらいいのかというのを教えてください。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

猿が突然近くに現れたとき、大声を出したり、物を投げたり、棒などにより追い払いを行いますと、猿が興奮して人を襲って来る可能性がありますので、猿を刺激しないよう落ち着いて速やかにその場から離れ、安全な場所に立ち去っていただき、またくれぐれも猿と視線を合わせないようにお願いするところでございます。

猿の追い払い対策といたしまして、先ほども申し上げさせていただきましたが、ロケット花火によります追い払いが有効ですので、こちらにつきましては、農林係までご連絡いただければ対応させていただきたいと考えているところでございます。

その後、防止対策を行っても農作物の被害が増加したことや、人に危害を加えたことが判明されれば捕獲檻による捕獲を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 猿の対策ってなかなか今ね、具体的にどういうふうにするかというのを教えていただいたところですけども、慣れてない生き物なので、なかなか皆さんも1回本当に経験してもらいたい。1匹、2匹そこいれば、あ、猿だなんつって見ちゃいますけども、群れが周りに来ると、全くアクションは変わります。その大きさが気になったりとか、うちの場合、古い家なんで屋根の上の音、歩く音しますけど、明らかに猫とかとは全く違う重量感で歩いていく音がしますので、これはなかなかのもんなんです。実際、今、なかなかもう、じゃあ事前に今私たちができること何かっていうと、遭遇した場合の対策は、今教えていただきましたけども、先ほどのご答弁いただいた中で、町民の方に猿に遭遇した場合の話を順序立てて話していきたいわけです。そうすると、まずは家の前に、いや畑にしましょう。家の畑、例えば、趣味程度にしかやらない家庭菜園の面積だとしましょう。そういう人がせっかく作った食べ物全部食べられちゃったと。こうなった場合、まずはどこに行くのか。そしてどうにかしてもらえるのか。この順番でちょっとお願いします。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） それでは、お答えします。

まず、猿に被害があったという確実なところ、猿を見かけて自分ちの農作物が食べられているといったことが確認される、要は写真を撮っていただくのが一番だと思いますけども、当然猿と一緒に撮るといったら不可能だと思いますので、その被害が遭った、その証拠といたしましてまずは写真を撮っていただくというのが一つのもので思っております。また、先ほど申し上げましたように、猿に遭遇をしてしまったというときは、静かにその場から立ち去っていただいて、農林係に連絡をいただければロケット花火を持って、追い払いに協力をしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 対応はしていただけるということなんですけども、食べられちゃった後は被害の補償とかは現状では無理ってことでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

自家用野菜等の被害の物につきましては、保険といいますか、災害のほうの対象は非常に厳しいものだと考えております。大きく、長野県農業共済組合に加入しているもので災害があるということであれば、そちらのほうの対象になるかと思ひますが、調査を要するものになるかと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） そうなってきましたと、もうあとは予防に努めるしかないですよ。そうするとある程度猿の啓発、姥区でも正月には猿いたもんですから、生ごみはちゃんとコンポストに入れて散らかさないようにしようねとか、猿に食べるすきを与えないようにしようという対策方針が出たりしたわけなんですけども、町側もこういうことを言ってもらわなきゃ、いよいよいけないのかなというところですよ。今、分かっているだけで古町までは来てますし、小学校近辺はどのレベルなのかちょっとまだ分からないんですけども。

そうするとあとですね、如何せん野生生物の子供なんてつうのは、なかなかかわいいもんで、猿に気をつけましょうなんて話を、榎本議員が何年前におっしゃってくれたことがありまして、それから程なくして、道端で山菜を取る人の後ろで子猿が何かを食べてしゃがんでいる光景をうちの家族が目にして、これどういうことかっつうと、人間がすぐ横にいるのに後ろで落ちてしゃがんでいるってことは、餌づけされていますよね。かわいいからなんかあげるつうて、自分は後ろでワラビを取ったりしているわけですよ。なので、観光客にもそういう啓発をこれからしていかない

と、私たちの生活が危ぶまれてくるわけですね。なので、今後今の話でいくとなんか補償も得られる人がいれば得られない人もいるし、けがもしたくないし、ロケット花火は調子いいとこういうわけですね、だから後は町側に、猿に関してはそういうごみの問題から、生ごみというか、そういう問題から観光客に対する啓発、こういうものをしていっていただいて、私たちの現状の安全が確保されるように、特に今から電気柵すぐ買うつつつてわけにもいかないです。電気柵と栽培している物の費用対効果、多分合わないと思いますので、なるべく近づけないための予防策を町側のほうから啓発していただくことを望みます。

じゃあ猿はここまでにして、3番、ほかの有害鳥獣対策の現状と対策について。猿以外の有害鳥獣対策の現状と今後の対策の在り方についてお答えください。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

町におきまして、有害鳥獣の被害が多い動物は、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、カラスやムクドリとなります。

現状と対策では、まずタヌキやハクビシンにおいては猟友会の協力により、箱罠により捕獲を行っておるところでございます。令和3年度では19頭捕獲し、令和2年度では53頭、令和元年度では43頭捕獲しました。

対策としまして、小動物につきましては、箱罠での捕獲のみとなりますので、引き続き町内の農地に箱罠を設置し、地道に捕獲を行ってまいります。

ニホンジカも猟友会の協力によりまして、くくり罠による捕獲と銃器による捕獲を実施し、令和3年度では118頭捕獲し、令和2年度では159頭、令和元年度では170頭捕獲したところでございます。引き続き、くくり罠や銃器によりまして捕獲を実施していく計画でございます。

町の猟友会人数でございますが、高齢化により減少している状況です。近年は毎年1名から2名の方が入会いただいているところでございますが、銃器による有害鳥獣を実施するときは、人数の確保が大変厳しい状況でございます。新規狩猟者確保のため、町では狩猟免許試験時のテキスト代や猟友会の会費の補助を支援し、狩猟者確保に向け推進をしておるところでございます。

また、町では、電気柵やネット柵に係る購入経費の3分の1、もしくは10万円を限度としまして、補助金を交付しておりますので、ご活用いただければと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） なかなか進んでいるのか進んでいないのか分からないところですけども、今、小型の動物、箱罠ですか、箱罠は一般の人がうちの近くに出てきたから貸してつてば町にあったりしますか。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

こちらの箱罾につきましても、狩猟免許が必要となります。住民の方からタヌキやハクビシンが出ているという報告があれば猟友会の罾を、免許を取得している方にお願いをしまして設置をしていただいているという状況です。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） それでは、ちょっといよいよ田植えも終わった頃で、田んぼの中に鹿が入ってくるんだよねっていう時期になってまいりましたので、鹿の駆除のことをちょっと伺いたいんですけども、現状、町の総合戦略の中でも、鹿の駆除頭数はたしか400頭ぐらいで、400頭獲って現状維持なのでこの数値みたいな説明があったようにちょっと記憶してるんですが、現状、今ご説明いただいた頭数から見ると、あと2倍から3倍獲っても全然大丈夫、っていうかむしろ獲らないと増えちゃうっていう、そうですね、400頭から欠けている分は、このあと増加につながっている頭数になるわけなんですけれども、この辺で町としても総合戦略で頭数上げてますけども、今の猟友会の皆さんの補助のほかにくくり罾もあるので、その辺の推進もあるかと思うんですけども、現状どのようになっているのでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

手当金といたしますか、報奨金といたしまして、小動物につきましては1頭当たり3,000円、大型獣、ニホンジカやイノシシでございますけども、1頭当たり1万3,000円を支出しているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） この鹿の駆除の話なんですけど、ちょっと考えればすごく当たり前のことなんですけども、鹿の駆除ですけど、皆さん、いろんなところでお話したり発言があったりする中で、お話を聞いていると、人によって、その鹿を獲るに当たっての順番の構成で、ところどころパートが抜けている人がいるんですね。例えば、今もう私、頭数あと2倍から3倍獲らなきゃ、罾どうですかって話を聞いたわけなんですけども、被害大きいし、頭数増えているんだから、くくり罾の免許取ってる人どんどん補助出して増やせばいいじゃないっていう人もいますし、今、1万3,000円と話いただきましたけども、1万3,000円もらえるんですね、高い、安いって思うかどうかは、それは人によって違うんでしょうけどもと思う人もいるし、そんな困ってるんだったら県も推奨していますジビエをどんどんやればいいじゃないですかっていう人もいるわけなんですけれども、これ1個、1個抜けているところがありまして、罾で捕まえた後に何しなきゃいけないかっていうと、とどめを刺して、穴掘って、尻尾切って埋めなきゃ

いけないわけですよ。その尻尾が1万3,000円だったはずなんですけども。尻尾1万3,000円ですよ。って言うてる人も、手前で捕まえて殺しているパートを抜いてお金もらえるんでしょって話をされるわけですよ。鹿1頭分の穴を掘ってなかなかの労力ですし、その労力の前に捕まえて鹿を殺すっていうのは、なんていうんですかね、良心の呵責っていうんですか、心に重くのしかかる人も中にはいるでしょうし、別の地域でお話伺いました引退した猟友会の方、これは松本地方のほうの人ですけど、もうあんなかわいそうなことはしたくないからもう銃打たない。さんざんやった後に、やっぱりもうやりたくないっていうふうに思う方もいるわけです。でも、私たち、どうしてもこの山の中で生きていくに当たっては、いてもらっちゃ困る動物、ある程度減らさなきゃいけない動物ということで、その部分をしっかり理解してもらわなきゃいけないというか、そうするに抜けちゃってる部分があるんですけど、そこは分かっている人は分かっていることなんでいいんですけども、私も抜けてた部分として、さてじゃあ、わなを取ってくださいとか、取りましょうという話を聞いて、あ、そうか、それがいいことなんだと思って、わなを取ったとします。資格を。でも、そのわなって、自由に町の中に仕掛けていいものなんですか。わなを仕掛ける条件、お願いします。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えします。わなの仕掛ける条件といたしましては、当然私有地、自分の個人所有地が原則ですが、立科町は農作物が大分やられているという状況であります。その農作物をやられている農家の方から連絡等があれば、そちらの農地なり、山林に仕掛けて行うということは、可能で実施しているところでございます。以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） ということは、鹿が出没してくる場所は大体決まっている、山際の私有地なり何なりから出てくるわけですよ。わな仕掛けるとなると、多分、道端っていうわけにはいかないでしょうから、山の中だと、私有地だと、そうすると、今、鹿柵、山の中に作ってありますけども、大体そういうのやってあるところが、対象地域になると、そうすると芦田の中心ぐらいのところの人で、私有地、山際に持ってないけど、鹿とらなきゃって、幾ら正義感を燃やしていただいても、猟友会に入らなきゃ多分無理なわけですよ。それでいて、実際、山の際に土地を持って、山を持っている人たちもいる地域もある。姥でもいいんですけど、その地域の人たちが頑張らないと、鹿減らないってことになりますよね。そうすると、ここで私が何を言いたいかというと、とる場所も限定されていて、出てくる場所も大体決まっていて、今はいろんなところで、鹿出てきますけど、出てくる大本たどっていけば、大体山ん中につながっちゃいますから。そうすると、穴掘って埋めて、いっぱいとらなきゃいけないって、町中の全員が対象で、駆除しなきゃいけないと思ってやれるかということ、そうでもない。

そうすると、1万3,000円安いんじゃないのかと、これは鹿の駆除をこれから進めていくに当たっては、もうちょっと出していただかないと、割に合わないんじゃないの、こういう話なんですよね。この辺に関しては、お金の話になってくるんで、これ課長じゃなくて町長ですね、この後の鹿の駆除を進めていくに当たっては、町側ももっと力を入れてお金出してもいいんじゃないかという考えが欲しいんですが、お願いします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 今、議員のほうから、1万3,000円じゃ安いんじゃないのという話、これ高いか安いかわかるかということは、どこをしゃくし定規にかけておっしゃっているかよく分かりませんが、ただ、やはり頭数を増やしていくということは、これは重要なことだというふうに思いますし、また、それを進めるに当たっての、その方法論については、先ほど課長のほうから、担当課長のほうからも申しあげましたけども、いずれにしても、数を減らすということは大事でありますけども、それに対する、例えば今の専門でいきます猟友会の皆さん、こういった皆さん方が、どのような、今現在、そのお気持ちであるのかという部分もございます。その辺も確認する中で、そういった銃器等だけじゃなくて、わな的なことをやっていくに当たっても、この金額的な問題だけでいいのかっていうこともありますので、そこらも加味しながら検討する材料になるとは思います。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） 先ほど、るるパートが抜けてる話を申しあげて、どうしても殺すっていうのを実際に行わなければいけないわけですね。昔話の絵本じゃないんですから、あなた生活に困っているんですか、わたしのしっぽを持っていけば1万3,000円ですよ、どうぞ持ってってください、なんてことをやるわきゃないんです。私たちが、ぶっ殺してからしっぽを切らなきゃ取れないんですよね。その良心の呵責と穴を掘る労力に対して、1万3,000円が妥当であるかということなんですよね。逆にいうと、1万3,000円払うから処理してきてよという人はいるかもしれません。そのぐらい、それが妥当かどうかというのは、やはり、そこら辺に重点があって、これが鹿の駆除があまり進んでいかないのは、そういうところにもあるんじゃないかと、これがもうとれすぎちゃって、こんなにとっちゃ駄目という状態なら分かるんですが、今は、とにかくとらなきゃいけないっていう状態の中で、私たちは何をしていかなきゃいけないのかと、ここまで私も言っちゃうと、私も先ほど、自分が例に挙げた姥ケ懐の人間なので、山際で、実際うちの家のおぐ裏の畑も鹿のふんだらけになって、ここは奈良なのかっていうくらいになったこともありましたので、ここまで言ったからには、私もくくりわな取らなきゃいけないわけですね。ここでしゃべっちゃいましたから。そうすると、くくりわな、次取りたいときどうすればいいのかってのを、ちょっと次お願いします。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

狩猟免許の試験につきましては、東信管内佐久地域振興局、また上小地域振興局におきまして、毎年、9月と翌年の2月に試験が行われております。また、こちらにつきましては、広報等通じて、試験の周知をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしく申し上げます。

以上です。

議長（田中三江君） 森澤文王君。

5番（森澤文王君） というわけで、9月ですね。じゃ、私も今ここまで言っちゃたからには、頑張りたいと思います。そんな中で、少し言いますけれど、先ほども言いましたけど、どうしても人の気持ち抜けちゃう部分があるんで、私が中学生の頃に、授業でちょっと教わった新聞のコラムの話なんで、もう30年以上前の話なんですけども、秋の時期にバスに乗った親子がススキを取ってきたと、でススキを持って入ってきて、降りる場所で降りる、そのときに持っていた女の子が手すりに頭を引っ掛けて折れてしまった、その瞬間に、女の子が、あ、かわいそうって言ったそうです。それを聞いていたバスの運転手は、根っこから切るのはかわいそうじゃないんですかと言ったという話があったのですが、今、鹿の問題も、先ほども言っているとおおり、そういうことなんです。目の前で起きている現状について、あ、鹿が殺されたらかわいそうとかって言う人もいるし、わなとればいいじゃない、売れるじゃない、ジビエにすればいいじゃないっていうとこの話あるんですが、根っこの部分では、誰かが殺さなきゃいけないって、かわいそう負担してて、その先の話があるので、そういうことを十分に周知していただいて、まずもう1回かわいそうを強調するかというと、1万3,000円はどうかかなと、もっと必要じゃないかなということを残しまして、私の質問を終了とします。

議長（田中三江君） これで、5番、森澤文王君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

（午後3時48分 散会）